

(証券コード：7747)  
平成25年9月5日

株 主 各 位

名古屋市守山区脇田町1703番地  
**朝日インテック株式会社**  
代表取締役社長 宮田昌彦

## 第37回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第37回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成25年9月25日（水曜日）午後5時45分（営業時間の終了時）までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

### 記

- |            |  |
|------------|--|
| 1. 日 時     | 平成25年9月26日（木曜日）午後2時  |
|            | <b>今回開催時刻を変更しておりますので、お間違えのないようご注意ください。</b>   |
| 2. 場 所     | 名古屋市千種区覚王山通8丁目18番地<br>ホテル ルブラ王山 2階「飛翔の間」   |
| 3. 目 的 事 項 |  |
| 報告事項       | 1. 第37期（平成24年7月1日から平成25年6月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件<br>2. 第37期（平成24年7月1日から平成25年6月30日まで）計算書類報告の件 |
| 決議事項       |  |
| 第1号議案      | 剰余金の処分の件   |
| 第2号議案      | 定款一部変更の件   |
| 第3号議案      | 取締役10名選任の件   |
| 第4号議案      | 取締役の報酬額改定の件  |
| 第5号議案      | 当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の継続の件   |

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.asahi-intecc.co.jp/>）に掲載させていただきます。

## 事業報告

(自 平成24年7月1日)  
(至 平成25年6月30日)

### I. 企業集団の現況に関する事項

#### 1. 事業の経過及びその成果

当社グループは中期経営計画『Next Stage 2016』を掲げ、平成28年6月期に連結売上高300億円を達成することを目標としております。本計画では「低侵襲治療製品を機軸とし、開発から製造・販売までトータルサポートできるグローバル医療機器企業へ」をテーマとして、従来の医療機器の「製造」に加えて「販売」も強化することや、PTCAガイドワイヤーに次ぐ第二の主力製品の確立に向けて、循環器系領域におけるカテーテル分野の製品群を強化・拡大することなどにより、収益を拡大していくことを目指しております。

これらの戦略に則り、国内市場においては、主力製品PTCAガイドワイヤーを平成24年1月より、腹部・脳血管系領域の製品を平成25年7月より、当社グループの連結子会社朝日インテックJセールス株式会社が病院(病院窓口代理店含む)などに対して直接販売する体制に変更しております。

また、カテーテル分野の新製品としてPTCAバルーンカテーテル「KAMUI(カムイ)」を平成25年2月より、PTCAガイディングカテーテル「Hyperion(ハイペリオン)」を平成25年5月より販売開始しており、順調な滑り出しをしております。

今後も引き続き、中期経営計画に基づく成長戦略を強固に進めていくことにより、企業価値の拡大を目指してまいります。

当社グループの当連結会計年度における売上高は、医療償還価格の下落、産業機器分野の減少などの影響はあるものの、タイ洪水影響からの復旧に伴う取引平常化や、自社ブランド製品の末端需要が全地域において大変堅調であること、主力製品PTCAガイドワイヤーの国内直接販売化に伴う収益改善などにより、前年同期に対して売上高は増加し、199億68百万円(前年同期比34.5%増)となりました。

売上総利益は、好調な売上高に比例し、135億10百万円(同36.1%増)となりました。

営業利益は、営業関係費用の増加により販売費及び一般管理費が増加したものの、好調な売上高に比例し、43億51百万円(同113.5%増)となりました。

経常利益は、足元の円安傾向に伴う為替差益の増加により、48億2百万円(同148.6%増)となりました。

当期純利益は、30億4百万円(同210.4%増)となりました。

セグメント別の業績は、次のとおりであります。

### ①メディカル事業

メディカル事業の国内市場においては、医療償還価格の下落に伴う影響があるものの、主力製品P T C Aガイドワイヤーの国内直接販売化に伴う収益改善、末梢血管用ガイドワイヤーの拡大、脳血管用カテーテル分野への進出開始などにより、前年同期に対して売上高は大きく増加しております。収益拡大を目的として、国内のP T C Aガイドワイヤーについては平成24年1月より、腹部・脳血管系製品については平成25年7月より、当社グループで直接販売する方法に切替を行っております。切替後の末端市場においても販売は共に好調であり、P T C AガイドワイヤーのS I O Nシリーズや新製品「G A I A (ガイア)」などを中心として、販売本数は増加傾向が続いております。なお、この直接販売切替に伴い、政策的に代理店在庫の買取(返品)や供給調整などを行っており、P T C Aガイドワイヤーは前連結会計年度の年間を通じて、腹部・脳血管系製品は第4四半期連結会計期間において、末端市場と連動しない売上高の構成となっております。

海外市場においては、欧州・中近東市場、米国市場、中国を含むアジア市場など全市場において好調に推移しており、また、米国・欧州通貨高の影響も後押しとなり、前年同期に対して売上高は大きく増加しております。欧州・中近東市場においては、主力製品P T C Aガイドワイヤーの市場シェアが継続的に拡大しております。米国市場においては、P T C Aガイドワイヤーのタイ洪水影響からの復旧に伴う取引平常化に加え、貫通カテーテル「C o r s a i r (コルセア)」の売上高が増加しております。中国市場においては、タイ洪水影響に伴う減産の挽回による増加に加え、現地駐在所の子会社化による営業体制の強化などにより、高い伸び率を示しております。

以上の結果、売上高は170億53百万円(前年同期比40.5%増)となりました。

また、セグメント利益は、営業関係費用の増加により販売費及び一般管理費が増加したものの、好調な売上高に比例し、45億93百万円(同116.8%増)となりました。

## ②デバイス事業

医療部材におきましては、特に海外市場において、耳鼻咽喉科治療用製品や、循環器検査用機器に使用される医療部材が増加したことや、米国通貨高に伴い、売上高は増加しております。

産業部材におきましては、国内のレジャー市場への部材供給などが増加したものの、タイ洪水の余波を受けて国内の自動車市場や家電市場への部材供給や、海外のOA機器市場の取引が減少するなどし、売上高は減少しております。

以上の結果、売上高は29億15百万円（前年同期比7.3%増）となりました。

また、セグメント利益は、セグメント間取引の減少などに伴いほぼ横ばいの12億8百万円（同2.8%減）となりました。

### セグメント別売上高

区 分	前連結会計年度 自 平成23年7月1日 至 平成24年6月30日		当連結会計年度 自 平成24年7月1日 至 平成25年6月30日		前年同期比増減	
	金 額 (千円)	構成比 (%)	金 額 (千円)	構成比 (%)	金 額 (千円)	増減率 (%)
メ デ ィ カ ル 事 業	12,133,590	81.7	17,053,142	85.4	4,919,551	40.5
デ バ イ ス 事 業	2,718,412	18.3	2,915,854	14.6	197,442	7.3
合 計	14,852,002	100.0	19,968,997	100.0	5,116,994	34.5

(注) セグメント間の取引については相殺消去しております。

## 2. 対処すべき課題

当社グループは、医療機器業界を主軸として、産業機器業界にも属しております。

医療機器業界は、医療人口の変動、医療保険制度や薬事法などの行政の方向性、世界規模での医療機器企業の再編成、特に発展途上国を中心とした経済動向、さらには為替動向など、事業に影響を与える外部環境は多様であります。

現在の医療機器市場の大きな方向性として、人口の増加と高齢化、医療制度改革の進展、発展途上国の医療インフラの整備などを受け、市場規模が世界的に拡大しつつあります。また特に、当社製品が使用される血管内治療は、これらの要因に加え、食生活や生活習慣の変化に伴い発症数が増加傾向にあることや、負担が大きい外科治療から負担の少ない低侵襲治療への移行などにより、治療件数は増加傾向にあります。

医療制度は、世界的に改革の方向にありますが、その中でも特に米国・中国の改革が市場拡大を後押しする可能性が高いと想定されます。医療機器最大の市場である米国では、平成22年3月に医療改革法が成立しており、医療費抑制や被保険者の増加に伴い、外科手術より経済合理性の高い血管内治療への移行が見込まれます。また、最も成長著しい中国では、医療保険の適用範囲拡大や地域診療ネットワークの拡大など、中国全土において均一な医療サービスが享受できる体制を目指した医療制度改革が推進されており、中国市場の拡大をさらに後押しする可能性が高くなっております。

一方、日本国内の市場では、医療費抑制政策の推進と、内外価格差の是正を目的とした償還価格の引下げ、診療報酬包括化などの医療制度改革が進められております。また、薬事承認プロセス、医療保険収載という安全性と経済性に係る規制が海外に比べて厳しい環境にありますが、近年では、厚生労働省による薬事承認問題の解消に向けた取り組みや、経済産業省の医療機器経済社会評価の活用、医療機器産業の活性化を図るための他業種からの新規参入支援政策などが打ち出されており、日本の優れた技術を医療機器の進化に活かし、日本の医療と経済の発展に繋げることが期待されております。医療保険財政の厳しさを命題である反面、医療機器産業の活性化が課題であり、この矛盾の解消に貢献できる企業が求められております。

よって、日本の医療機器関連企業は、日本国内のみに留まらず、グローバル規模で、戦略を打ち出していくことが、今後の成長性を持続するためには不可欠といえます。

また、産業機器業界は、医療機器業界に比べて景気の影響を受けやすい環境にあります。欧州周辺諸国の財政悪化や日本国内のデフレ化などに伴い、部材価格の値下げの要請は引き続き強く、不確実性が高い不安定な状況であります。

当社グループが属する業界は、医療機器業界及び産業機器業界共に、多様で不確実性が高い外部環境に対応するための、戦略的柔軟性が求められています。

このような環境の下、当社グループは、平成23年7月から平成28年6月にかけての中期経営計画『Next Stage 2016』を策定いたしました。本計画では「低侵襲治療製品を機軸とし、開発から製造・販売までトータルサポートできるグローバル医療機器企業へ」をテーマとして、従来の医療機器「製造」に加えて、医療機器「販売」による収益拡大を図り、平成28年6月期には連結売上高300億円を達成することを目指しております。そのための各施策は次のとおりであります。

#### ① グローバル規模での収益基盤の強化

当社グループは、現在、世界97の国と地域へ製品を供給しております。当社グループの製品が使用される血管内疾患の症例数は、今後もグローバル規模にて益々拡大すると予測されています。こうした中、それぞれの地域において販売・マーケティングの機能をより一層充実させることで、グローバル規模での収益基盤の強化を図る所存であります。

(日本)

日本市場においては、循環器系領域の主力製品PTCAガイドワイヤーと腹部・脳血管系製品の販売は、従来は大手代理店を通じて行われておりましたが、PTCAガイドワイヤーについては平成24年1月より、腹部・脳血管系製品については平成25年7月より、当社グループの連結子会社朝日インテックJセールス株式会社が病院などに対して直接販売する体制に変更しております。今後はこの直販体制を活かして、納入価格・数量アップを通じ、収益構造の強化を図ってまいります。

また、PTCAバルーンカテーテルやガイディングカテーテルなどの循環器系領域の周辺製品群や、末梢・腹部・脳血管系領域の新製品を積極的に市場投入することにより、第二の主力製品の確立を目指すとともに、収益の拡大にも努めてまいります。

(米国)

米国市場における主力製品PTCAガイドワイヤーの販売は、現在、米国大手アボット ラボラトリーズ社を通じて米国を中心とする病院などに行っております。このアボット ラボラトリーズ社との販売代理店契約は平成30年6月末までの長期契約です。米国市場では地域密着型の代理店が少ないことから、アボット ラボラトリーズ社の米国全土にわたる強力な販売網を活用することにより、長期安定的な販売を行ってまいります。

また、最終顧客であるドクターにより密着し、市場動向をより早く把握できる体制を構築することにより、さらに販売が促進されるものと判断し、当社グループの連結子会社ASAHI INTECC USA, INC.における一部製品の直接販売化や、マーケティングや販売機能の強化を進めております。

(欧州・中近東)

欧州市場においては、主力製品P T C Aガイドワイヤーの販売は、従来はアボット ラボラトリーズ社を通じて欧州及びその周辺地域の病院などに行われておりましたが、平成23年7月より現地に密着した複数の代理店を通じて販売を行う体制に変更しております。この販売体制の変更により、総合的な製品供給が可能となり、ラインナップの充実によるシナジー効果を発揮するなどしております。今後はこの体制を活かして、さらなる市場シェア拡大を目指してまいります。

また、中近東地域につきましては、平成25年7月に中東支店（アラブ首長国連邦ドバイ首長国）を開設しております。現地に密着した支店の開設を通じて、さらなる販売強化を図ってまいります。

(中国)

中国市場においては、現在、現地の販売代理店を通じて病院への販売を行っております。グローバル市場の中でも、中国は特に市場成長が著しく、今後もさらに大きな市場に発展することが見込まれております。平成24年4月より営業活動を開始した朝日英達科貿(北京)有限公司を通じて、マーケティングや販売促進活動をさらに充実させ、現地販売代理店に密着したバックアップ体制を強化することなどにより、中国市場におけるさらなる市場シェア拡大を目指してまいります。今後は、この北京の販売子会社が平成25年7月に開設した上海事務所を基点として、さらなる販売強化を図ってまいります。

(その他地域)

インド、ブラジル、ロシアなど、潜在成長力の高い新興国市場における営業体制の強化を図り、さらなる収益拡大を目指していく予定であります。なお、平成25年8月中旬にインド支店（インド共和国ハリヤナ州）を開設する予定であり、現地に密着した支店の開設を通じて、さらなる販売強化を図ってまいります。

## ② 患部・治療領域の拡大と製品ポートフォリオの拡充

(Number One製品戦略)

当社グループは、これまで、循環器系領域の主力製品P T C Aガイドワイヤーについて、治療難易度の高いC T O（慢性完全閉塞）（注）を治療できる製品に強みを発揮してまいりました。今後は難易度の高い治療領域に加え、症例数の多い一般的な通常病変の治療に使用する製品の強化にも努め、P T C A治療の裾野を拡大することで、ガイドワイヤーの分野でのナンバーワンのポジションを盤石化していく所存であります。

一方、P T C Aガイドワイヤーに次ぐ第二の主力製品の確立に向けて、当社グループが有するステンレス加工技術と樹脂加工技術を融合することにより、P T C AバルーンカテーテルやP T C Aガイディングカテーテルなど循環器領域におけるカテーテル分野の製品群を強化・拡大していく所存であります。

また、循環器系領域から末梢・腹部・脳血管系などの非循環器系領域への製品展開を加速させてまいります。非循環器系領域については、循環器系で培った技術を応用した横展開を行い、また医療認可未取得の一部の海外市場での許認可取得と同時に積極的な海外展開を行うとともに、市場シェアの獲得に努めてまいります。

(Only One製品戦略)

現在、治療が困難とされているC T Oに対するP T C A治療の成功率は、P T C A治療先進国である日本においても盤石というわけではなく、未だバイパス手術で対応しなければならないケースが残っているのが現状であります。これまでも当社グループは、他社には無い高い優位性を持ち、C T O治療も可能なP T C Aガイドワイヤーや貫通カテーテル「C o r s a i r (コルセア)」などの製品群を開発することにより、C T O領域におけるP T C A治療選択率の拡大に寄与してまいりました。

今後も研究開発型企業として、競争性の高い独創的な製品や、機能の進化した新製品を開発・製品化し続けることにより、低侵襲治療の普及や進化に寄与していく所存であります。

### ③ 素材研究・生産技術の強化によるイノベーションの創出

研究開発型企業である当社グループは、4つのコアテクノロジー（伸線技術、ワイヤーフォーミング技術、コーティング技術、トルク技術）を主体とした、高度で独自性の高い素材加工技術を備えております。また、これらの技術に加え、原材料から製品までの一貫生産体制を構築することにより、当社独自の素材及び機能を有した製品の開発・製造が可能となっております。これは、医療機器分野以外に、産業機器分野を有する当社グループならではの強みであり、医療機器分野での競合先との、コスト面・技術面における差別化を図る大きな要因となっております。

これら当社グループの優位性をさらに強化するため、当社が創業当時から培ってきた「ステンレス加工技術」に関する研究開発活動を強化するとともに、その技術を平成22年1月より連結子会社となった朝日インテック ジーマ株式会社の「樹脂加工技術」と融合させることにより、さらなる競争力の強化を図ってまいります。

なお、グローバル競争に勝つために、技術提携やM&Aなどを駆使した外部からの新技術導入を含め、有力パートナーとの戦略的提携を推進していく所存であります。



#### ④ グループマネジメントの最適化

当社グループでは、現在、日本において研究開発・試作に特化する一方、量産品については原則として連結子会社のASAHI INTECC THAILAND CO., LTD. 及びASAHI INTECC HANOI CO., LTD. に生産移管しており、素材から完成品までの一貫生産が海外工場で実現できる体制が整っております。この体制を活用し、各生産拠点から全世界の取引先への直送体制をさらに強化するなど、原材料の調達から製造・流通・販売までの一連の流れを効率的に管理し、サプライチェーン全体の動きを最適化する体制を構築することで、より一層の高収益体制を確立し、利益の確保を目指す所存であります。

また、平成23年に発生したタイ洪水を契機として、今後は事業継続計画（BCP）の観点からも生産拠点の分散化を図る予定であります。当社グループの量産機能は海外連結子会社であるASAHI INTECC THAILAND CO., LTD. 及びASAHI INTECC HANOI CO., LTD. に帰属しておりますが、この度のタイ洪水のような自然災害や、その他現地事情などにより、一方の工場が操業不能に陥った場合においても、もう一方の工場にて代替生産の大部分を担えるよう、両工場にて同じ製品が製造できる体制とすることや、現在は量産機能を有していない当社においても代替生産が可能な量産設備を保有すること、また平成25年9月末日までに買収予定のトヨフレックス株式会社の工場活用など、リスク管理を想定したグループ全体での生産拠点の最適化を図る所存であります。

#### 〔注釈説明〕

注：CTO / 慢性完全閉塞といって、長期間完全に閉塞した状態の病変のことをいいます。従来は、このような病変は外科手術（バイパス手術）の領域でしたが、当社がCTOにも使用可能なPTCAガイドワイヤーの開発に成功したことから、現在国内においてはPTCA治療（循環器系における低侵襲治療）が主流となっております。

### 3. 資金調達の状況

当連結会計年度において、運転資金として金融機関より総額42億円の借入れによる資金調達を行っております。うち20億円については、平成24年7月にシンジケートローンにより調達しております。

平成25年6月、自己株式の処分により総額34億73百万円の資金調達を行っております。

### 4. 設備投資の状況

当連結会計年度に実施しました設備投資の総額は30億27百万円であります。

ASAHI INTECC THAILAND CO., LTD. 及びASAHI INTECC HANOI CO., LTD. の設備投資、国内工場の研究開発能力の強化を目的としてメディカル事業21億2百万円、デバイス事業8億10百万円の設備投資を実施しております。全社（管理）としては、システム構築等に1億15百万円の設備投資を実施しております。

### 5. 財産及び損益の状況

区 分	第34期 平成22年6月期	第35期 平成23年6月期	第36期 平成24年6月期	第37期 平成25年6月期 (当連結会計年度)
売上高(千円)	15,339,595	16,007,103	14,852,002	19,968,997
経常利益(千円)	2,785,329	3,164,920	1,931,773	4,802,352
当期純利益(千円)	1,497,805	2,161,643	967,979	3,004,465
1株当たり当期純利益(円)	94.49	136.36	61.49	197.79
総資産(千円)	22,011,398	24,280,002	26,666,907	36,587,371
純資産(千円)	13,253,674	14,898,491	14,066,320	21,924,729

## 6. 重要な子会社の状況

会社名 [所在地]	資本金	当社の 議決権比率	主要な事業内容
ASAHI INTECC THAILAND CO., LTD. [タイランド パトゥムタニ県]	270,000千 タイバーツ	100.0%	医療機器及び極細ステンレスワイ ヤーロープの製造販売
ASAHI INTECC HANOI CO., LTD. [ベトナム ハノイ市]	16,000千 米ドル	100.0%	医療機器の製造
ASAHI INTECC USA, INC. [米国 カリフォルニア州]	5千米ドル	100.0%	米国及び周辺国における当社製品 の販売
朝日英達科貿(北京)有限公司 [中国北京市]	5,000千 人民元	100.0%	中国における当社製品の販売
フィルメック株式会社 [名古屋市守山区]	99,000千円	100.0%	医療機器の製造販売
朝日インテック Jセールズ 株式会社 [東京都新宿区]	200,000千円	100.0%	医療機器の販売
朝日インテック ジーマ 株式会社 [静岡県袋井市]	299,490千円	100.0%	医療機器の製造販売

## 7. 主要な事業内容

事業部門	事業内容
メデikal事業	医療機器分野の自社ブランド製品及びOEM製品の開発・製造・販売
デバイス事業	医療機器分野及び産業機器分野の部材等の開発・製造・販売

## 8. 主要な営業所及び工場並びに使用人の状況

### (1) 営業所及び工場の状況

#### ① 当社

本社	名古屋市守山区
営業拠点 東京	東京都新宿区
名古屋	名古屋市守山区
大阪	大阪府和泉市
メディカル事業（瀬戸工場）	愛知県瀬戸市
デバイス事業（大阪R&Dセンター）	大阪府和泉市
香港支店	中国 香港
EU支店	オランダ アムステルダム
シンガポール支店	シンガポール
北京駐在所	中国北京市
(注) 平成25年7月1日に中東支店（アラブ首長国連邦ドバイ首長国）を開設しております。	

#### ② 子会社

ASAHI INTECC THAILAND CO., LTD.	タイランド パトゥムタニ県
ASAHI INTECC HANOI CO., LTD.	ベトナム ハノイ市
ASAHI INTECC USA, INC.	米国カリフォルニア州
朝日英達科貿(北京)有限公司	中国北京市
フィルメック株式会社	名古屋市守山区
朝日インテック Jセールス株式会社	東京都新宿区
朝日インテック ジーマ株式会社	静岡県袋井市

## (2) 使用人の状況

### ① 企業集団の使用人の状況

事業部門	使用人数(名)
メ デ ィ カ ル 事 業	2,449(106)
デ バ イ ス 事 業	463( 28)
全 社 (管 理)	215( 9)
合 計	3,127(143)

(注) 1. 使用人数は就業人員であります。

2. 使用人数欄の( )は外書であり、臨時雇用者の年間平均雇用人員を記載しております。

### ② 当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
393名	10名増	38.2才	7.8年

(注) 1. 使用人数は就業人員であり、関係会社への出向者は含まれておりません。

2. 上記のほか、アルバイト及びパートタイマー118名(1日7時間45分換算による年間平均)を雇用しております。

## 9. 主要な借入先及び借入額

当連結会計年度末における借入金残高は93億29百万円でありますが、そのうち主要な借入先と借入金残高は次のとおりであります。

借入先名	借入金残高
三菱UFJ信託銀行(株)	1,200,600 <sup>千円</sup>
(株)愛知銀行	1,162,690
(株)みずほ銀行	881,696
(株)日本政策投資銀行	790,000
(株)十六銀行	551,747
三菱UFJ信託銀行(株) シンジケートローン(12行)	2,000,000

## II. 当社の株式に関する事項

(平成25年6月30日現在)

1. 発行可能株式総数 50,000,000 株
2. 発行済株式の総数 15,895,000 株 (自己株式304株含む)
3. 株主数 3,961 名
4. 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数 (株)	持株比率 (%)
ア イ シ ー エ ス ピ ー (有)	1,500,000	9.43
日本トラスティ・サービス信託銀行(株) (信託口)	1,272,100	8.00
日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口)	822,100	5.17
M M K (株)	773,000	4.86
(株) ハイ レ ッ ク ス コ ー ポ レ ー シ ョ ン	600,000	3.77
ノーザン トラスト カンパニ-エグジエツチー リ ノーザン トラスト カンパニ- アイリッシュ クライアーツ	490,590	3.08
J F K (株)	449,000	2.82
宮 田 昌 彦	440,800	2.77
宮 田 憲 次	428,800	2.69
(株) ホ ギ メ デ ィ カ ル	425,800	2.67

(注) 持株比率は、自己株式 (304株) を控除して計算しております。

## 5. その他株式に関する重要な事項

### (1) 自己株式の取得

当社は、資本効率の向上を図るとともに経営環境の変化に応じた機動的な資本政策を遂行するため、会社法第165条第2項及び第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式を取得しております。

自己株式取得の内容は、次のとおりであります。

取締役会決議日	平成24年8月10日決議
取得期間	自 平成24年8月20日 至 平成24年8月31日
取得した株式の総数	279,000株
発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合	1.8%
取得価額の総額	629,145,000円
取得方法	名古屋証券取引所の自己株式立会外買付取引 (N-NET3)

### (2) 自己株式の処分

取締役会決議日	平成25年5月28日決議	
処分方法	一般募集	オーバーアロットメントによる 売出し
処分した株式の種類及び数	普通株式 650,000株	普通株式 115,000株
払込金額の総額	2,951,682,500円	522,220,750円
払込期日	平成25年6月12日	平成25年6月27日

### Ⅲ. 会社役員に関する事項

#### 1. 取締役及び監査役の氏名等

(平成25年6月30日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	宮 田 尚 彦	—
代表取締役社長	宮 田 昌 彦	フィルムメック(株) 代表取締役社長 朝日インテック J セールズ(株)代表取締役社長
専 務 取 締 役	竹 内 謙 弉	管理本部長 ASAHI INTECC THAILAND CO., LTD. 取締役社長
常 務 取 締 役	福 井 芳 彦	品質保証本部長
常 務 取 締 役	宮 田 憲 次	デバイス事業部長兼技術改善室長 朝日インテック ジーマ(株)代表取締役社長
取 締 役	湯 川 一 平	関係会社(フィルムメック(株)) 担当
取 締 役	加 藤 忠 和	メディカル事業部長
常 勤 監 査 役	渡 辺 行 祥	—
監 査 役	佐 藤 昌 巳	—
監 査 役	大 林 敏 治	—

- (注) 1. 監査役佐藤昌巳、大林敏治は、社外監査役であります。なお、当社は佐藤昌巳、大林敏治を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の上場規則で定める「独立役員」として、同取引所に対して届出を行っております。
2. 監査役大林敏治は税理士の資格を有し、常勤監査役渡辺行祥は経理担当実務を約10年務めてきており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 常務取締役宮田憲次は、平成25年7月1日付でデバイス事業部長を退任しております。

#### 2. 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支給人員(名)	支給額(千円)
取 締 役	7	399,472
監 査 役 (うち社外監査役)	3 (2)	22,890 (10,710)
合 計	10	422,362

- (注) 1. 平成18年9月27日開催の第30回定時株主総会において、取締役の報酬限度額は年額400万円以内にご承認いただいております。ただし、ストック・オプションによる報酬等は別枠としております。
2. 平成17年9月22日開催の第29回定時株主総会において、監査役の報酬限度額は年額40万円以内にご承認いただいております。
3. 上記の支給額には、当事業年度の取締役6名に係る役員賞与28,000千円を含んでおります。



### 3. 社外役員に関する事項

(1) 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係  
他の法人等の重要な兼職はありません。

(2) 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	活動状況
監査役	佐藤昌巳	当期開催の取締役会13回のうち13回に出席し、また、監査役会18回のうち18回に出席しており、主に弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。
監査役	大林敏治	当期開催の取締役会13回のうち13回に出席し、また、監査役会18回のうち18回に出席しており、主に税理士としての専門的見地からの発言を行っております。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任の限度額について、同法第425条第1項に定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結しております。

#### IV. 当社の新株予約権等に関する事項

##### 事業年度末日に当社役員が有する新株予約権等の内容

(平成21年9月29日開催の定時株主総会決議による新株予約権)

当社は、平成25年5月28日開催の取締役会決議により、平成25年6月12日及び平成25年6月27日付で、自己株式の処分を行っております。これにより「(3) 新株予約権の行使時の払込金額」及び「(4) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」を調整しております。

(1) 新株予約権の数

2,000個（新株予約権1個につき100株）

(2) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式 200,000株

(3) 新株予約権の行使時の払込金額

新株予約権1個当たり149,600円（1株につき1,496円）

(4) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額

発行価格 1株につき1,496円

資本組入額 1株につき 748円

(5) 新株予約権の行使期間

平成23年11月1日から平成28年10月31日

(6) 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、新株予約権の行使時において、当社及び当社子会社の取締役及び従業員、顧問であることを要する。ただし、取締役会が特に認めた場合にはこの限りではない。

新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は新株予約権を行使することができない。ただし、取締役会が特に認めた場合にはこの限りではない。

その他の条件は、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

(7) 新株予約権の譲渡に関する事項

新株予約権を譲渡する場合は、取締役会の承認を要する。

(8) 当社役員の保有状況

	新株予約権の数（個）	目的である株式の数（株）	保有者数（名）
取締役	764	76,400	5

## V. 業務の適正を確保するための体制

当社は、内部統制に係る体制整備に関する会社方針として、取締役会において次のとおり決議いたしました。

### 1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

企業行動憲章を定め、同憲章にのっとり、取締役は自ら率先垂範し行動するとともに、社内への周知徹底を図る。

取締役が他の取締役の法令定款違反行為を発見した場合は、直ちに監査役及び取締役会に報告する等ガバナンス体制を強化する。

### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

秘密情報取扱規程に基づき、役員から臨時雇用者にいたるまですべての役職員を対象として、情報をランク付けし、取扱方法、権限などを定め管理体制を整備する。

文書保存規程において、文書の重要度に応じた保存期間を定め、その期間は閲覧可能な状態を維持する。

### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の業務執行に係る以下の4つのリスクを認識し、個々のリスクについて把握、管理を行うこととする。なお不測の事態が発生した場合には、社長を本部長とする「緊急対策本部」を設置し、対策本部が統括して対応にあたり、損害を防止する体制を整える。

- ・環境汚染対策として、環境ISO14000の認可取得及び継続的運用を図る。
- ・薬事法の遵守とともに、薬事関係も含めた安全管理部門の整備、品質保証関係についての品質保証部門の整備を図る。
- ・売上債権の健全性維持を目的として、与信管理規程の厳格運用とともに、営業部門及び本社管理部門が相互協力し債権管理を実施する。
- ・知的財産部門及び法務部門の強化により、知的財産の確保及び法的リスクの軽減を図る。

### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための基礎として、取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。また取締役及び執行役員の参加する業務連絡会を毎月1回開催し、業務執行に関する協議を行う。

会社の事業計画については、経営方針、経営戦略に基づき、毎年取締役会において明確に定めることとし、取締役はその方針に基づき業務を執行する。

取締役は、業務の執行について、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程等により従業員への啓蒙、権限委譲、業績評価等を通じ業務の効率的執行を図る。

## 5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

企業行動憲章を定め、社内での啓蒙活動を行い、周知徹底を図る。

内部統制システム構築、運用の監視機能として、内部監査室の強化、維持を図る。

取締役は、当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合は、直ちに監査役及び取締役会に報告する。

監査役は、当社の法令遵守体制に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができる。

## 6. 株式会社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

関係会社管理規程により、子会社についての重要事項については、当社に承認、報告又は助言を求める扱いとする。また子会社の重要案件については当社の取締役会に付議する扱いとする等、当社への承認・報告制度により子会社の管理を厳格に行う。

取締役は、グループ会社において法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合には、直ちに当社の監査役及び取締役会に報告する。

監査役及び内部監査室は、必要に応じてグループ会社のモニタリングを実施する。

## 7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役会の要請があった場合には、取締役会は、監査役会の意向を踏まえた上、監査役の職務を補助すべき使用人（以下「監査役補助者」という）の人選、配属等について全面的に協力する。

## 8. 前7.の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役補助者は、取締役から独立した従業員として、監査役会及び監査役の指揮命令下で、その職務を遂行する。

監査役補助者の評価は、監査役会が行う。

監査役補助者の任命及び異動は、監査役会の同意を必要とする。

## 9. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、会社に重大な損害を及ぼす事項及び法令・定款違反に関する事項を監査役に報告する。

取締役及び使用人は、重要な会議、行事、会計監査人の往査等の予定日を監査役会に報告する。

## 10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

全取締役は、毎期末に監査役の個別面談を受け、取締役の善管注意義務、忠実義務及び法令・定款の遵守状況等について報告するとともに、職務を誠実に遂行した表明として「取締役職務執行確認書」に署名の上、監査役会宛に提出する。

取締役会議案は、内容の事前把握のため、取締役会開催日前に全監査役に配布する。

取締役会議案以外の重要案件は、稟議書決裁後速やかに監査役に回覧する。

## VI. 会計監査人に関する事項

### 1. 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

### 2. 会計監査人の報酬等の額

	支払額
①当事業年度に係る会計監査人としての報酬等	25,000千円
②当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	26,000千円

(注) 当社は、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないため、上記の報酬等の額はこれらの合計額を記載しております。

### 3. 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公募による自己株式の処分及び第三者割当による自己株式の処分に係るコンフォート・レター作成業務についての報酬（1,000千円）を支払っております。

### 4. 会計監査人の解任または不再任の決定方針

当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、監査役全員の同意により会計監査人を解任し、監査役が解任後最初に招集される株主総会において解任した旨と解任の理由の報告を行います。

また、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役の過半数の同意により監査役会として会計監査人の解任または不再任を株主総会の付議議案とすることを取締役会に請求し、取締役会はこれを審議いたします。

## VII. 会社の支配に関する基本方針

当社は、平成19年9月27日開催の当社第31回定時株主総会において株主の皆様のご承認を頂き、「当社株式の大規模買付行為への対応策」（以下「旧プラン」といいます。）を導入し、平成22年9月29日開催の第34回定時株主総会において株主の皆様のご承認を受け、旧プランの一部を変更（以下、変更後の対応策を「本プラン」といいます。）し、本プランとして継続しておりましたが、その有効期限は本定時株主総会終結の時までとなっております。

当社では、社会・経済情勢の変化、買収防衛策をめぐる諸々の動向及び様々な議論の進展を踏まえ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるための取組みのひとつとして、継続の是非も含め、その在り方について引き続き検討してまいりました。

その結果、平成25年8月9日開催の取締役会において、本定時株主総会で株主の皆様のご承認を前提に、「本プラン」を継続することを決定しております。

詳細につきましては、後記の株主総会参考書類54頁から71頁までに記載の「第5号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の継続の件」をご参照下さい。

## 連結貸借対照表

(平成25年6月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>22,343,565</b>	<b>流動負債</b>	<b>7,804,948</b>
現金及び預金	10,004,019	支払手形及び買掛金	441,434
受取手形及び売掛金	4,385,835	短期借入金	3,808,919
電子記録債権	3,024	未払金	937,728
有価証券	400,000	未払法人税等	1,390,981
商品及び製品	1,799,364	賞与引当金	270,685
仕掛品	2,327,034	その他の流動負債	955,199
原材料及び貯蔵品	1,939,243		
繰延税金資産	439,613	<b>固定負債</b>	<b>6,857,693</b>
その他の流動資産	1,074,790	長期借入金	5,520,479
貸倒引当金	△29,361	繰延税金負債	455,023
<b>固定資産</b>	<b>14,243,806</b>	退職給付引当金	387,005
<b>有形固定資産</b>	<b>11,487,407</b>	役員退職慰労引当金	362,253
建物及び構築物	3,939,812	資産除去債務	122,595
機械装置及び運搬具	2,422,945	その他の固定負債	10,337
土地	2,321,433		
建設仮勘定	1,661,707	<b>負債合計</b>	<b>14,662,642</b>
その他の有形固定資産	1,141,509	<b>(純資産の部)</b>	
<b>無形固定資産</b>	<b>428,552</b>	<b>株主資本</b>	<b>20,884,913</b>
のれん	85,082	資本金	4,214,545
その他の無形固定資産	343,469	資本剰余金	5,953,880
<b>投資その他の資産</b>	<b>2,327,847</b>	利益剰余金	10,717,134
投資有価証券	1,171,716	自己株式	△646
繰延税金資産	34,606	その他の包括利益累計額	933,885
その他の投資その他の資産	1,142,789	その他有価証券評価差額金	420,834
貸倒引当金	△21,265	為替換算調整勘定	513,050
		<b>新株予約権</b>	<b>105,930</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>21,924,729</b>
<b>資産合計</b>	<b>36,587,371</b>	<b>負債純資産合計</b>	<b>36,587,371</b>

## 連結損益計算書

(自 平成24年7月1日  
至 平成25年6月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		19,968,997
売 上 原 価		6,458,530
売 上 総 利 益		13,510,466
販売費及び一般管理費		9,158,694
営 業 利 益		4,351,772
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	22,723	
為 替 差 益	489,243	
そ の 他 の 営 業 外 収 益	38,267	550,234
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	57,916	
シンジケートローン手数料	20,500	
そ の 他 の 営 業 外 費 用	21,237	99,653
経 常 利 益		4,802,352
特 別 利 益		
新 株 予 約 権 戻 入 益	345	345
特 別 損 失		
減 損 損 失	38,817	
そ の 他 の 特 別 損 失	712	39,529
税金等調整前当期純利益		4,763,169
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,634,356	
法 人 税 等 調 整 額	121,841	1,756,198
少数株主損益調整前当期純利益		3,006,970
少 数 株 主 利 益		2,505
当 期 純 利 益		3,004,465



## 連結株主資本等変動計算書

(自 平成24年7月1日)  
(至 平成25年6月30日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
平成24年7月1日残高	4,173,994	4,063,124	8,020,106	△994,893	15,262,332
連結会計年度中の変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）	40,550	40,550			81,101
剰余金の配当			△307,437		△307,437
当期純利益			3,004,465		3,004,465
自己株式の取得				△629,450	△629,450
自己株式の処分				1,623,697	1,623,697
自己株式処分差益		1,850,205			1,850,205
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	40,550	1,890,755	2,697,027	994,246	5,622,581
平成25年6月30日残高	4,214,545	5,953,880	10,717,134	△646	20,884,913

	その他の包括利益累計額			新 株 予 約 権	少 数 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
平成24年7月1日残高	13,016	△1,360,652	△1,347,636	131,773	19,850	14,066,320
連結会計年度中の変動額						
新株の発行（新株予約権の行使）						81,101
剰余金の配当						△307,437
当期純利益						3,004,465
自己株式の取得						△629,450
自己株式の処分						1,623,697
自己株式処分差益						1,850,205
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	407,818	1,873,703	2,281,521	△25,843	△19,850	2,235,827
連結会計年度中の変動額合計	407,818	1,873,703	2,281,521	△25,843	△19,850	7,858,408
平成25年6月30日残高	420,834	513,050	933,885	105,930	—	21,924,729

## I. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

### 1. 連結の範囲に関する事項

全ての子会社を連結の範囲に含めております。

(1) 連結子会社の数 7社

(2) 連結子会社の名称

ASAHI INTECC THAILAND CO., LTD.

フィルメック株式会社

ASAHI INTECC USA, INC.

ASAHI INTECC HANOI CO., LTD.

朝日インテック Jセールズ株式会社

朝日インテック ジーマ株式会社

朝日英達科貿(北京)有限公司

### 2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうちASAHI INTECC THAILAND CO., LTD. 及びASAHI INTECC HANOI CO., LTD. の決算日は3月31日であり、朝日英達科貿(北京)有限公司の決算日は12月31日であります。

連結計算書類の作成に当たってこれらの会社については、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。

### 3. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

② デリバティブの評価基準及び評価方法 時価法

③ たな卸資産の評価基準及び評価方法

イ. 商品及び製品、仕掛品、原材料 総平均法による原価法

(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

ロ. 貯蔵品

最終仕入原価法による原価法

(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

## (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- ①有形固定資産  
(リース資産を除く)
- 定額法を採用しております。  
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
- |           |         |
|-----------|---------|
| 建物及び構築物   | 15年～47年 |
| 機械装置及び運搬具 | 5年～10年  |
- ②無形固定資産  
(リース資産を除く)
- 当社及び国内連結子会社は、定額法を採用しております。  
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。  
在外連結子会社は、定額法を採用しております。
- ③リース資産（注）
- リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。  
なお、リース取引開始日が平成20年6月30日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引続き採用しております。
- (注) 「リース資産」は、有形固定資産「その他の有形固定資産」に含めて表示しております。

## (3) 重要な引当金の計上基準

### ①貸倒引当金

当社及び国内連結子会社は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

在外連結子会社は、個別に債権の回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

### ②賞与引当金

当社及び国内連結子会社は、従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

### ③退職給付引当金

当社及び国内連結子会社は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務に基づき計上しております。

### ④役員退職慰労引当金

当社は、平成17年9月をもって役員退職慰労金制度を廃止しております。なお、当連結会計年度末の役員退職慰労引当金残高は、制度廃止時に在任している役員に対する支給予定額であり、支給時期はそれぞれの役員の退任時としております。

(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物を替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社の資産及び負債は、在外連結子会社の決算日の直物を替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部におけるその他の包括利益累計額の為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

金利スワップ取引について特例処理の要件を満たしている場合には特例処理を、金利通貨スワップ取引について一体処理（特例処理、振当処理）の要件を満たしている場合には一体処理を採用しております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

<u>ヘッジ手段</u>	<u>ヘッジ対象</u>
金利スワップ	借入金
金利通貨スワップ	外貨建借入金

③ヘッジ方針

デリバティブ取引管理規程に基づき、外貨建金銭債権債務に係る為替変動リスク、借入金に係る金利変動リスク、外貨建借入金に係る為替変動リスク及び金利変動リスクについてヘッジしております。

④ヘッジ有効性評価の方法

特例処理を採用している金利スワップ取引及び一体処理を採用している金利通貨スワップ取引については、有効性の評価を省略しております。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

5年間の定額法により償却を行っております。

(7) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

## II. 会計方針の変更

(有形固定資産の減価償却方法の変更)

当社及び国内連結子会社のリース資産以外の有形固定資産の減価償却方法については、従来、定率法（ただし、建物（建物附属設備を除く）については定額法）を採用しておりましたが、当連結会計年度より、すべての有形固定資産の減価償却方法について定額法に変更しております。

この変更は、平成23年10月に発生したタイの洪水の影響により、事業継続計画（BCP）の観点から当社グループの生産体制を見直し、国内においても有事の使用を想定した生産設備を整備することとした結果、国内における生産設備の比率が相対的に増加することにより、国内と海外の生産体制がより近似することとなったため、減価償却方法を統一することにより当社グループの経営実態をよりの確に反映するために行うものであります。

この結果、従来の方法によった場合と比較して、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ230,053千円増加しております。

## III. 追加情報

(株式取得による会社の買収)

当社は、平成25年2月14日開催の取締役会において、トヨフレックス株式会社の全株式を平成25年7月から9月の期間において取得し、連結子会社化することを決議しております。

平成25年8月7日現在では、未だ株式の取得は行っておりませんが、当初の計画通り平成25年9月末日までには全株式を取得する予定であります。

### 1. 買収する会社の概要

商号：トヨフレックス株式会社

代表者：代表取締役社長 田中 孝

本店所在地：東京都府中市府中町1丁目25番地19号

資本金：2億円

主な事業内容：ユニット設計品、射出成型品、医療部材、並びにワイヤーロープなどの  
製造・販売

### 2. 株式取得の内容

株式取得の時期：平成25年7月～9月（予定）

取得価額及び取得後の持分比率

#### 1) 取得価額

取得の対価 500百万円

取得に直接要した費用（概算） 12百万円

合計（概算） 512百万円

#### 2) 取得後の持分比率：100.0%

#### IV. 連結貸借対照表に関する注記

##### 1. 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産

建 物 及 び 構 築 物	1,041,999千円
土 地	604,979千円
計	1,646,978千円

上記に対応する債務

短 期 借 入 金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	2,028,982千円
長 期 借 入 金	1,516,004千円
計	3,544,986千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 7,983,931千円

##### 3. 連結会計年度末日満期手形の処理

当連結会計年度末日は、金融機関の休日ではありますが、満期日に決済が行われたものとして処理しております。連結会計年度末日満期手形の金額は、次のとおりであります。

受 取 手 形 73,407千円

#### V. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数 普通株式 15,895,000株

##### 2. 配当に関する事項

###### (1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基 準 日	効力発生日
平成24年9月27日 定時株主総会	普通株式	307,437	20.00	平成24年6月30日	平成24年9月28日

###### (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決 議	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基 準 日	効力発生日
平成25年9月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	751,024	47.25	平成25年6月30日	平成25年9月27日

##### 3. 当連結会計年度末の新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式 153,300株

## VI. 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については預金等安全性の高い金融商品で運用し、資金調達については、銀行借入による方針であります。また、デリバティブ取引は、借入金の為替変動リスク及び金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金、電子記録債権は顧客の信用リスクに晒されております。外貨建の営業債権及び営業債務は為替リスクに晒されております。

有価証券は短期の譲渡性預金であり、市場価格等の変動リスクはありません。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金、未払金はすべて1年以内の支払期日であり流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）が存在しております。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金（原則として5年）は主に設備投資に係る資金調達であり、流動性リスクが存在しております。また、一部の長期借入金は変動金利が適用されておりますが、個別契約ごとに金利スワップ取引により金利変動リスクを回避し支払利息の固定化を図っております。ヘッジの有効性の評価については、特例処理を採用している金利スワップ取引及び一体処理を採用している金利通貨スワップ取引については、その判定をもって有効性の評価を省略しております。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高（限度額）管理を行うとともに、新規取引開始時・与信限度額改定時においては、取引先の信用状況に照らして与信限度額が適切であるかどうかの判断を行い、また、主要な取引先の信用状況を每期把握し、変化した信用状況に照らして与信限度額が適切であるかどうかを見直す体制を整備しております。

デリバティブ取引については、取引先として高格付けを有する金融機関に限定しているため、信用リスクは僅少であると認識しております。

##### ② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

海外子会社への貸付に起因する為替リスクの一部については、外貨建借入、為替予約によって為替リスクをヘッジしております。

低利な円資金の調達を目的に行う外貨建借入については、金利通貨スワップによって為替変動リスク・金利変動リスクをヘッジしております。

外貨建の営業債権及び営業債務に基づく為替リスクについては、デリバティブ取引管理規程に基づき、通貨オプション・為替予約を適宜締結し、ヘッジしております。

市場価格の変動リスクに晒されている株式は、いずれも業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的の時価を把握する体制を整備し管理しております。

- ③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理  
 流動性リスクが存在する営業債務や借入金は、グループ各社が取引先ごとの期日及び残高を把握するとともに、月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成25年6月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（(注) 2. 参照）。

	連結貸借対照表 計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	10,004,019	10,004,019	—
(2) 受取手形及び売掛金	4,385,835	4,385,835	—
(3) 電子記録債権	3,024	3,024	—
(4) 有価証券	400,000	400,000	—
(5) 投資有価証券	1,160,142	1,160,142	—
資産計	15,953,021	15,953,021	—
(1) 支払手形及び買掛金	441,434	441,434	—
(2) 短期借入金	1,900,000	1,900,000	—
(3) 未払金	937,728	937,728	—
(4) 未払法人税等	1,390,981	1,390,981	—
(5) 長期借入金	7,429,398	7,440,223	10,825
負債計	12,099,542	12,110,368	10,825
デリバティブ取引	—	—	—

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

### 資 産

- (1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金 (3) 電子記録債権

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (4) 有価証券

譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

- (5) 投資有価証券

投資有価証券の時価について、株式等は取引所の価格によっております。

### 負 債

- (1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払金、(4) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。



(5) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

なお、上記金額には1年内返済予定の長期借入金1,908,919千円を含んでおります。

デリバティブ取引

取引先、金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。また、特例処理を採用している金利スワップ及び一体処理を採用している金利通貨スワップについては、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理しております。

(注) 2. 非上場株式(連結貸借対照表計上額11,574千円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため「(5) 投資有価証券」には含めておりません。

**VII. 1株当たり情報に関する注記**

1株当たり純資産額	1,372円71銭
1株当たり当期純利益	197円79銭

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書(謄本)

### 独立監査人の監査報告書

平成25年8月7日

朝日インテック株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 水野 裕之 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 加藤 克彦 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、朝日インテック株式会社の平成24年7月1日から平成25年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記についての監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、朝日インテック株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 強調事項

「会計方針の変更」に記載されているとおり、会社及び国内連結子会社はリース資産以外の有形固定資産の減価償却方法を定率法（ただし、建物（建物附属設備を除く）については定額法）から定額法に変更している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 貸借対照表

(平成25年6月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>18,243,968</b>	<b>流動負債</b>	<b>8,252,905</b>
現金及び預金	7,808,412	支払手形	72,656
受取手形	119,242	買掛金	1,751,627
電子記録債権	123	短期借入金	1,900,000
売掛金	3,814,535	1年内返済予定の長期借入金	1,818,919
有価証券	400,000	未払金	969,059
商品及び製品	1,539,497	前受金	7,500
仕掛品	74,336	未払費用	129,793
原材料及び貯蔵品	223,936	未払法人税等	1,126,305
関係会社短期貸付金	2,437,169	預り金	138,601
前払費用	79,851	賞与引当金	110,873
繰延税金資産	187,992	その他の流動負債	227,569
未収入金	1,280,160	<b>固定負債</b>	<b>6,286,538</b>
その他の流動資産	279,783	長期借入金	5,430,479
貸倒引当金	△1,074	退職給付当金	371,211
<b>固定資産</b>	<b>11,721,601</b>	役員退職慰労引当金	362,253
<b>有形固定資産</b>	<b>4,313,313</b>	資産除去債務	122,595
建物	2,006,400		
構築物	77,664		
機械及び装置	579,020		
車両運搬具	0		
工具、器具及び備品	454,043		
土地	1,137,857		
建設仮勘定	58,326		
<b>無形固定資産</b>	<b>184,771</b>		
特許権	32,322		
借地権	10,624		
ソフトウェア	122,202		
その他の無形固定資産	19,623		
<b>投資その他の資産</b>	<b>7,223,516</b>		
投資有価証券	1,171,716		
関係会社株式	1,742,641		
関係会社出資金	1,759,931		
関係会社長期貸付金	1,521,681		
破産更生債権等	1,430		
繰延税金資産	158,117		
保険積立金	745,922		
その他の投資その他の資産	143,550		
貸倒引当金	△21,476		
<b>資産合計</b>	<b>29,965,569</b>	<b>負債合計</b>	<b>14,539,444</b>
		<b>(純資産の部)</b>	
		<b>株式資本</b>	<b>14,899,360</b>
		資本金	4,214,545
		資本剰余金	5,957,760
		資本準備金	4,107,555
		その他資本剰余金	1,850,205
		<b>利益剰余金</b>	<b>4,727,701</b>
		利益準備金	39,841
		その他利益剰余金	4,687,860
		(別途積立金)	(75,000)
		(繰越利益剰余金)	(4,612,860)
		<b>自己株式</b>	<b>△646</b>
		評価・換算差額等	420,834
		その他有価証券評価差額金	420,834
		<b>新株予約権</b>	<b>105,930</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>15,426,125</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>29,965,569</b>

## 損 益 計 算 書

(自 平成24年7月1日)  
(至 平成25年6月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		17,515,179
売 上 原 価		8,189,310
売 上 総 利 益		9,325,869
販売費及び一般管理費		6,254,520
営 業 利 益		3,071,349
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	58,340	
為 替 差 益	396,098	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	4,875	
そ の 他 の 営 業 外 収 益	18,826	478,140
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	55,656	
シンジケートローン手数料	20,500	
そ の 他 の 営 業 外 費 用	22,098	98,254
経 常 利 益		3,451,234
特 別 利 益		
新 株 予 約 権 戻 入 益	345	345
税引前当期純利益		3,451,580
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,228,338	
法 人 税 等 調 整 額	△77,983	1,150,354
当 期 純 利 益		2,301,225

## 株主資本等変動計算書

(自 平成24年7月1日  
至 平成25年6月30日)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金 別途積立金	繰越利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計
平成24年7月1日残高	4,173,994	4,067,004	—	4,067,004	39,841	75,000	2,619,071	2,733,913
事業年度中の変動額								
新株の発行 (新株予約権の行使)	40,550	40,550		40,550				—
剰余金の配当				—			△307,437	△307,437
当期純利益				—			2,301,225	2,301,225
自己株式の取得				—				—
自己株式の処分				—				—
自己株式処分差益			1,850,205	1,850,205				—
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	40,550	40,550	1,850,205	1,890,755	—	—	1,993,788	1,993,788
平成25年6月30日残高	4,214,545	4,107,555	1,850,205	5,957,760	39,841	75,000	4,612,860	4,727,701

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等	新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本 合 計			
平成24年7月1日残高	△994,893	9,980,018	13,016	131,773	10,124,808
事業年度中の変動額					
新株の発行 (新株予約権の行使)		81,101			81,101
剰余金の配当		△307,437			△307,437
当期純利益		2,301,225			2,301,225
自己株式の取得	△629,450	△629,450			△629,450
自己株式の処分	1,623,697	1,623,697			1,623,697
自己株式処分差益		1,850,205			1,850,205
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			407,818	△25,843	381,974
事業年度中の変動額合計	994,246	4,919,341	407,818	△25,843	5,301,316
平成25年6月30日残高	△646	14,899,360	420,834	105,930	15,426,125

## I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

①子会社株式 移動平均法による原価法

②その他有価証券

時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法  
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの 移動平均法による原価法

#### (2) デリバティブの評価基準及び評価方法 時価法

#### (3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

①商品及び製品、仕掛品、原材料 総平均法による原価法

(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

②貯蔵品 最終仕入原価法による原価法

(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

### 2. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物	15年～47年
機械及び装置	7年～10年

#### (2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

### 3. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

#### (2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき計上しております。

(4) 役員退職慰労引当金

平成17年9月をもって役員退職慰労金制度を廃止しております。なお、当事業年度末の役員退職慰労引当金残高は、制度廃止時に在任している役員に対する支給予定額であり、支給時期はそれぞれの役員の退任時としております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

金利スワップ取引について特例処理の要件を満たしている場合には特例処理を、金利通貨スワップ取引について一体処理（特例処理、振当処理）の要件を満たしている場合には一体処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

<u>ヘッジ手段</u>	<u>ヘッジ対象</u>
金利スワップ	借入金
金利通貨スワップ	外貨建借入金

(3) ヘッジ方針

デリバティブ取引管理規程に基づき、外貨建金銭債権債務に係る為替変動リスク、借入金に係る金利変動リスク、外貨建借入金に係る為替変動リスク及び金利変動リスクについてヘッジしております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

特例処理を採用している金利スワップ取引及び一体処理を採用している金利通貨スワップ取引については、有効性の評価を省略しております。

6. 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

## II. 会計方針の変更

(有形固定資産の減価償却方法の変更)

有形固定資産の減価償却方法については、従来、定率法（ただし、建物（建物附属設備を除く）については定額法）を採用しておりましたが、当事業年度より、すべての有形固定資産の減価償却方法について定額法に変更しております。

この変更は、平成23年10月に発生したタイの洪水の影響により、事業継続計画（BCP）の観点から当社グループの生産体制を見直し、国内においても有事の使用を想定した生産設備を整備することとした結果、国内における生産設備の比率が相対的に増加することにより、国内と海外の生産体制がより近似することとなったため、減価償却方法を統一することにより当社グループの経営実態をより的確に反映するために行うものであります。

この結果、従来の方法によった場合と比較して、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ199,571千円増加しております。

## III. 追加情報

(株式取得による会社の買収)

当社は、平成25年2月14日開催の取締役会において、トヨフレックス株式会社の全株式を平成25年7月から9月の期間において取得し、連結子会社化することを決議しております。

平成25年8月7日現在では、未だ株式の取得は行っておりませんが、当初の計画通り平成25年9月末日までには全株式を取得する予定であります。

詳細につきましては、連結計算書類「III. 追加情報」をご覧ください。



#### IV. 貸借対照表に関する注記

##### 1. 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産

建	物	1,041,999千円
土	地	604,979千円
計		1,646,978千円

上記に対応する債務

短期借入金	1,200,000千円
1年内返済予定の長期借入金	828,982千円
長期借入金	1,516,004千円
計	3,544,986千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 3,269,044千円

##### 3. 偶発債務

債務保証

子会社の銀行取引に対する保証

朝日インテック ジーマ(株) 180,000千円

子会社の貿易取引に対する関税保証

ASAHI INTECC THAILAND CO., LTD. 4,504千円

子会社のリース債務に対する保証

朝日インテック Jセールズ(株) 401千円

計 184,905千円

##### 4. 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権 3,486,098千円

短期金銭債務 1,719,272千円

##### 5. 事業年度末日満期手形の処理

当事業年度末日は、金融機関の休日ではありますが、満期日に決済が行われたものとして処理しております。事業年度末日満期手形の金額は、次のとおりであります。

受取手形 22,032千円

#### V. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高 8,724,330千円

仕入高 5,598,471千円

その他の営業取引高 212,268千円

営業取引以外の取引高 117,719千円

VI. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び数 普通株式 304株

VII. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	96,692千円
賞与引当金	41,854千円
たな卸資産評価損	41,295千円
貸倒引当金	7,555千円
退職給付引当金	132,656千円
役員退職慰労引当金	128,166千円
投資有価証券評価損	207,277千円
資産除去債務	43,361千円
その他	41,898千円

繰延税金資産小計 740,758千円

評価性引当額 △340,634千円

繰延税金資産合計 400,124千円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△29,217千円
資産除去費用	△24,797千円

繰延税金負債合計 △54,014千円

繰延税金資産の純額 346,109千円

## VIII. 関連当事者との取引に関する注記

### 子会社等

属性	会社の名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	ASAHI INTECC THAILAND CO., LTD.	直接 100.0%	当社製品の製造 資金の援助 役員の兼任	原材料等の有償支給(注1)	2,110,590	未収入金	597,465
				製品、材料の仕入等(注1)	3,191,373	買掛金	934,124
				資金の貸付 利息の受取(注2)	1,200,000 2,611	短期貸付金	1,240,000
子会社	ASAHI INTECC HANOI CO., LTD.	直接 100.0%	当社製品の製造 資金の援助 役員の兼任	製品、材料の仕入等(注1)	2,097,370	買掛金	608,082
				資金の貸付 資金の回収 利息の受取(注2)	734,560 550,572 26,176	短期貸付金 長期貸付金	897,169 581,681
				製品の販売等(注1)	2,905,679	売掛金	871,863
子会社	朝日インテック Jセールス㈱	直接 100.0%	当社製品の販売 資金の援助	資金の回収	451,275	—	—
				製品の販売等(注1)	4,772,715	売掛金	1,382,652
子会社	朝日インテック ジーマ㈱	直接 100.0%	当社製品の製造 資金の援助 役員の兼任	製品、材料の仕入等(注1)	249,545	買掛金	17,380
				資金の貸付 利息の受取(注2)	800,000 6,609	短期貸付金 長期貸付金	300,000 900,000

上記の取引金額には消費税等は含まれておりません。期末残高には消費税等を含めております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 一般的な市場価格を勘案し、取引価格を決定しております。  
 2. 子会社に対する貸付につきましては、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

## IX. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	963円86銭
1株当たり当期純利益	151円49銭

## X. 重要な後発事象に関する注記

(連結子会社の吸収合併)

当社は、平成25年7月11日開催の取締役会において、100%連結子会社である朝日インテックジーマ株式会社を吸収合併することを決議いたしました。

### 1. 目的

朝日インテックジーマ株式会社は、当社の100%連結子会社であり、樹脂技術を中心とした研究開発及び医療部材の製造・販売を行ってまいりましたが、当社グループの経営資源の集中と効率化を図るため、同社を吸収合併することとなりました。

### 2. 合併する相手会社の名称

朝日インテックジーマ株式会社

### 3. 合併の方法、合併後の会社の名称

当社を存続会社とする吸収合併方式で、朝日インテックジーマ株式会社は解散いたします。本合併による当社の名称に変更はありません。

### 4. 相手会社の主な事業内容、規模

#### (1) 主な事業内容

医療機器等の製造・販売

#### (2) 直前事業年度（平成25年6月期）の規模

純資産： 573百万円

総資産： 2,156百万円

売上高： 902百万円

当期純利益： 94百万円

### 5. 合併の日程

合併決議取締役会： 平成25年7月11日

合併契約締結： 平成25年7月11日

合併期日（効力発生日）：平成25年10月1日（予定）

なお、本合併は、存続会社である当社においては会社法第796条第3項に定める簡易合併、消滅会社である朝日インテックジーマ株式会社においては会社法第784条第1項に定める略式合併に該当するため、それぞれの株主総会による吸収合併契約の承認を得ずに行います。

### 6. 合併に係る割当ての内容

朝日インテックジーマ株式会社は、当社100%子会社であるため、本合併による株式その他の財産の割当は行いません。

### 7. 会計処理の概要

本合併は、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）に基づき、共通支配下の取引として処理いたします。

# 会計監査人の監査報告書(謄本)

## 独立監査人の監査報告書

平成25年8月7日

朝日インテック株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 水野裕之 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 加藤克彦 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、朝日インテック株式会社の平成24年7月1日から平成25年6月30日までの第37期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

「会計方針の変更」に記載されているとおり、会社は有形固定資産の減価償却方法を定率法（ただし、建物（建物附属設備を除く）については定額法）から定額法に変更している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告書(謄本)

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成24年7月1日から平成25年6月30日までの第37期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報収集及び監査環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの「会社の支配に関する基本方針」及び同号ロの「各取組み」については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報交換を図り、定期的に事業の報告を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監査するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- 事業報告に記載されている「会社の支配に関する基本方針」については、指摘すべき事項は認められません。また、「各取組み」は、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成25年8月9日

朝日インテック株式会社 監査役会

常勤監査役 渡辺 行 祥 ㊟

社外監査役 佐藤 昌 巳 ㊟

社外監査役 大 林 敏 治 ㊟

以 上

# 株 主 総 会 参 考 書 類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、利益配当に関する基本方針につきましては、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして認識しており、常に企業価値向上を目指すことにより、長期にわたって安定的な配当を継続することを基本方針としております。当期の期末配当につきましては、長期的な視野のもと、当期の連結業績、今後の業績見通し、内部留保の水準などを総合的に勘案し、次のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類  
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金47円25銭　総額751,024,386円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
平成25年9月27日

### 第2号議案 定款一部変更の件

#### 1. 提案の理由

今後の事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）につきまして、事業目的を追加するものであります。また、経営体制の充実強化に備えるため、現行定款第19条（取締役の員数）を7名以内から11名以内に変更し、さらに社外取締役の選任に備え、社外取締役に適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第427条第1項の責任限定契約に関する規定に基づき、定款に第30条（社外取締役の責任免除）の規定を新設するものであります。なお、この規定の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。

## 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は、次の業務を営むことを目的とする。</p> <p>1. ㄱ (条文省略)</p> <p>4. (新 設)</p> <p>5. <u>上記1から4の製造に係る機械器具及び部品の製造及び販売並びに輸出入</u></p> <p>6. <u>上記1から4に係る器具、部品に関する輸出入代行業</u></p> <p>7. ㄷ (条文省略)</p> <p>9. (中 略)</p>	<p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は、次の業務を営むことを目的とする。</p> <p>1. ㄱ (現行どおり)</p> <p>4. 5. <u>医療用及び工業用プラスチック製品の製造加工、販売及び輸出入並びに技術指導に関する業務の受託</u></p> <p>6. <u>上記1から5の製造に係る機械器具及び部品の製造及び販売並びに輸出入</u></p> <p>7. <u>上記1から5に係る器具、部品に関する輸出入代行業</u></p> <p>8. ㄷ (現行どおり)</p> <p>10. (現行どおり)</p>
<p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、<u>7名以内</u>とする。</p> <p>(中 略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、<u>11名以内</u>とする。</p> <p>(現行どおり)</p>
<p>第30条 ㄱ (条文省略)</p> <p>第48条</p>	<p>(<u>社外取締役の責任免除</u>)</p> <p>第30条 当社は、<u>社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</u></p> <p>第31条 ㄱ (現行どおり)</p> <p>第49条</p>



### 第3号議案 取締役10名選任の件

取締役全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の充実強化のため、社外取締役2名を含めた3名を増員することとし、第2号議案が原案通り承認可決されることを条件に、取締役10名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	みやた なおひこ 宮田 尚彦 (昭和14年3月5日生)	昭和51年7月 当社設立、代表取締役社長 平成元年9月 ASAHI INTECC THAILAND CO., LTD. 設立、 同社代表取締役会長 平成10年12月 フィルメック株式会社代表取締役社長 平成21年9月 当社代表取締役会長（現任）	89,700株
2	みやた まさひこ 宮田 昌彦 (昭和42年3月15日生)	平成6年11月 当社入社、総括本部企画室長 平成7年12月 当社取締役 当社経営企画部長 平成11年3月 当社常務取締役 当社メディカル事業部長付兼生産技術部長 平成12年7月 当社メディカル事業部長 平成13年9月 当社専務取締役 平成15年9月 ASAHI INTECC THAILAND CO., LTD. 取締役 (現任) 平成16年3月 当社代表取締役副社長 平成18年3月 コンパスメッドインテグレーション 株式会社代表取締役社長（現任） 平成18年8月 ASAHI INTECC HANOI CO., LTD. 取締役 (現任) 平成19年6月 ASAHI INTECC THAILAND CO., LTD. CEO 平成21年9月 当社代表取締役社長（現任） フィルメック株式会社代表取締役社長 (現任)	440,800株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
3	たけうち けんじ 竹内 謙 式 (昭和32年8月22日生)	平成7年6月 当社入社 平成11年7月 当社執行役員 当社管理本部総務部長 平成12年3月 フィルメック株式会社監査役 平成12年9月 当社取締役 平成13年9月 当社管理本部長(現任) ASAHI INTECC THAILAND CO., LTD. 取締役 平成15年11月 当社管理本部長兼経営戦略室長 平成16年10月 当社常務取締役 平成18年3月 コンパスメッドインテグレーション 株式会社取締役 平成18年7月 当社専務取締役(現任) 平成18年8月 ASAHI INTECC HANOI CO., LTD. 取締役 (現任) 平成19年11月 当社経営戦略室長兼リスク統轄室長 平成20年9月 当社管理本部長兼リスク統括室長 平成21年4月 ASAHI INTECC THAILAND CO., LTD. 取締役 社長 平成21年7月 ジーマ株式会社取締役(現任) 平成22年5月 ASAHI INTECC HANOI CO., LTD. 取締役 社長 平成22年10月 朝日インテックJセールス株式会社上席 取締役(現任) 平成24年3月 ASAHI INTECC THAILAND CO., LTD. 取締役 社長(現任)	17,390株
4	ふくい よしひこ 福井 芳彦 (昭和33年5月28日生)	昭和59年11月 当社入社 平成12年7月 当社常務執行役員 当社産業機器事業部長 平成12年9月 当社常務取締役 平成13年12月 当社取締役 当社メディカル事業部副事業部長 平成15年2月 当社メディカル事業部副事業部長兼 生産部長 平成16年3月 当社メディカル事業部長兼生産グルー プマネージャー 平成17年10月 当社常務取締役(現任) 平成18年8月 ASAHI INTECC HANOI CO., LTD. 取締役 社長 平成19年6月 ASAHI INTECC THAILAND CO., LTD. COO 平成19年11月 当社品質保証本部長(現任) 平成21年7月 ASAHI INTECC THAILAND CO., LTD. 取締役 (現任) 平成21年7月 ASAHI INTECC HANOI CO., LTD. 取締役 (現任)	28,986株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
5	みやた けんじ 宮田 憲次 (昭和45年7月16日生)	平成5年4月 当社入社 平成9年1月 ASAHI INTECC THAILAND CO., LTD. 取締役 副社長 平成9年7月 当社取締役 平成11年6月 当社産業機器事業部生産統轄部長 平成12年7月 当社執行役員 当社産業機器事業部事業部管理室部長 平成13年7月 当社デバイス事業部メディカルデバイス 部長 平成14年8月 当社デバイス事業部副事業部長兼品質 保証部長 平成15年9月 当社取締役 平成16年10月 ASAHI INTECC THAILAND CO., LTD. 取締役 平成18年7月 当社デバイス事業部長 平成19年11月 当社デバイス事業部長兼デバイス事業部 生産技術グループマネージャー 平成20年9月 当社デバイス事業部長兼デバイス事業部 製造技術グループマネージャー 平成21年7月 ジーマ株式会社取締役 平成22年1月 当社デバイス事業部営業グループマネ ージャー 平成22年7月 当社デバイス事業部長兼改善推進室長 兼朝日インテック ジーマ株式会社担当 平成22年9月 当社常務取締役(現任) 当社デバイス事業部長兼技術改善室長 平成23年7月 朝日インテック ジーマ株式会社代表 取締役社長(現任) 平成25年7月 当社技術改善室長(現任)	428,800株
6	ゆがわ いっぺい 湯川 一平 (昭和31年12月20日生)	昭和57年2月 当社入社 平成11年7月 当社執行役員 当社産業機器事業部営業部長兼国際部 長兼メディカル事業部営業2部長 平成12年10月 当社技術開発マーケティング担当部長 平成13年7月 当社部長 フィルメック株式会社出向 平成14年4月 フィルメック株式会社取締役(現任) 平成15年9月 当社取締役(現任) 関係会社(フィルメック株式会社)担当 (現任) 平成21年7月 コンパスメッドインテグレーション 株式会社取締役(現任)	29,660株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
7	かとう ただかず 加藤 忠和 (昭和29年7月25日生)	平成4年6月 当社入社 平成15年5月 当社メディカル事業部品質保証部副部长 平成16年2月 当社メディカル事業部品質保証グル ープマネージャー 平成16年10月 当社メディカル事業部研究開発グル ープマネージャー 平成17年1月 当社メディカル事業部副事業部長兼 研究開発グループマネージャー 平成18年3月 当社執行役員 平成19年9月 ASAHI INTECC HANOI CO., LTD. 取締役 (現任) 平成20年9月 当社取締役(現任) 平成21年7月 当社メディカル事業部長(現任)	23,800株
8	※ てらい よしのり 寺井 芳徳 (昭和38年9月13日生)	平成10年10月 当社入社 当社メディカル事業部研究開発部課長代理 平成12年1月 当社メディカル事業部付課長代理 平成12年7月 当社メディカル事業部米国駐在所長 平成16年7月 ASAHI INTECC USA, INC. President and CEO (現任) 平成20年9月 当社執行役員(現任) 当社海外事業担当 平成21年7月 当社メディカル事業部海外営業統括兼 海外営業グループマネージャー 平成22年1月 当社メディカル事業部マーケティング 統括兼海外営業グループマネージャー 平成23年7月 当社メディカル事業部海外営業グル ープマネージャー兼北南米地域統括(現任)	5,500株
9	※ いとう きよみち 伊藤 清道 (昭和25年2月7日生)	昭和49年4月 トヨタ自動車販売株式会社入社 昭和60年8月 トヨタ自動車株式会社海外企画部技術 課係長システム企画課長 平成6年1月 Toyota Motor Manufacturing Canada, Inc 出向秘書役 平成11年1月 トヨタ自動車株式会社マリン事業部主査 平成12年7月 トヨタ自動車株式会社米州営業部主査 平成14年7月 Toyota Kirloskar Auto Parts Pvt. Ltd., 社長 平成20年3月 中京大学経営学部教授(現任)	0株
10	※ いとう まさあき 伊藤 公昭 (昭和32年12月6日生)	昭和56年4月 名鉄観光サービス株式会社入社 昭和60年10月 WTC エアフレイト ジャパン株式 会社入社 昭和63年5月 バーリントン エア フレイト株式会 社海外営業マネージャー 平成10年10月 バックスグローバルジャパン株式会社 管理本部長 平成16年9月 バックスグローバルジャパン株式会社 代表取締役社長 平成19年1月 西濃シェンカー株式会社専務執行役員 (現任)	200株

(注) 1. ※印は新任取締役候補者であります。

2. 各取締役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。

3. 取締役候補者の所有する当社株式数は、平成25年6月30日現在の状況を記載しております。なお、取締役候補者寺井芳徳氏の所有する当社株式数は、朝日インテック社員持株会を通じての保有分であります。本議案をご承認いただき、同氏が取締役に就任した場合には、朝日インテック社員持株会の規約に基づき、持分引出等の退会に際しての処理が行われます。
4. 伊藤清道氏、伊藤公昭氏は社外取締役候補者であります。なお、伊藤清道氏、伊藤公昭氏の選任が承認された場合、東京証券取引所及び名古屋証券取引所の上場規則で定める「独立役員」となる予定であります。
5. 伊藤清道氏は長年にわたり企業経営に携わり、その後大学の経営学部教授として、その経歴を通じて培った経営の専門家としての経験・見識を当社の経営に反映していただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
6. 伊藤公昭氏は日本における会社経営全般とグローバル企業としての経営に携わり、経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
7. 当社は、伊藤清道氏、伊藤公昭氏の選任が承認された場合、期待された役割を十分発揮できるよう両氏との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。ただし、第2号議案が原案通り承認可決されることを条件といたします。なお、その契約内容の概要は次のとおりであります。
  - ・社外取締役が任務を怠ったことによって損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
  - ・上記の責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失が無いときに限るものとする。
8. コンパスメッドインテグレーション株式会社は、平成22年1月より朝日インテック Jセールス株式会社へ社名変更しております。
9. ジーマ株式会社は、平成22年7月より朝日インテック ジーマ株式会社へ社名変更しております。
10. トヨタ自動車販売株式会社は、昭和57年にトヨタ自動車工業株式会社と合併し、トヨタ自動車株式会社に社名変更しております。
11. バリントン エア フレイト株式会社は、平成9年にバックスグローバルジャパン株式会社に商号変更しております。

#### 第4号議案 取締役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬額は平成18年9月27日開催の第30回定時株主総会において、「年額400百万円以内」としてご承認いただき現在に至っておりますが、その後の経済情勢の変化、および第2号議案が原案通り承認可決された場合の取締役増員に備えるために、取締役の報酬額を「年額700百万円以内」に改定させていただきます。

但し、取締役の報酬額には、従来通り使用人兼務取締役の使用人としての報酬等は含まないものといたします。なお、第3号議案を原案通りご承認いただいた場合、取締役の員数は10名（うち社外取締役2名）となります。

## 第5号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策） の継続の件

当社は、平成19年8月10日開催の当社取締役会において「当社株式の大規模買付行為への対応策」（以下「現プラン」といいます。）を導入し、平成19年9月27日開催の当社第31回定時株主総会及び平成22年9月29日開催の当社第34回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただき継続しておりますが、その有効期限は、平成25年9月開催予定の第37回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）終結の時までとなっております。当社では、現プラン導入後も社会・経済情勢の変化、買収防衛策をめぐる諸々の動向及び様々な議論の進展を踏まえ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるための取組みのひとつとして、継続の是非も含め、その在り方について引き続き検討してまいりました。

その結果、平成25年8月9日に開催されました当社取締役会において、会社法施行規則第118条第3号に定める当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下「会社の支配に関する基本方針」といいます。）に照らして、不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止する取組みとして、本株主総会における株主の皆様のご承認を前提に、現プランの一部を変更（以下、変更後の対応策を「本プラン」といいます。）し、本プランとして継続することを決定しましたのでお知らせいたします。

本プランにつきましては、本プランの具体的運用が適正に行われることを条件として、監査役全員から賛同を得ています。

なお、平成25年6月30日現在の当社株式の状況は、別紙1のとおりですが、本日現在、当社株式の大規模買付に関する打診及び申し入れ等は一切ありませんので念のため申し添えます。

本プランの継続にあたり、形式的な文言の修正を行っておりますが、内容を実質的に変更している箇所はございません。

### I. 会社の支配に関する基本方針

上場会社である当社の株式は株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社の株式に対する大規模買付提案又はこれに類似する行為があった場合においても、一概に否定するものではなく、最終的には株主の皆様のご自由な意思により判断されるべきであると考えます。しかしながら、近年わが国の資本市場においては、対象となる企業の経営陣の賛同を得ずに、一方的に大規模買付提案又はこれに類似する行為を強行する動きが顕在化しております。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、当社の企業理念、企業価値のさまざまな源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保、向上させる者でなければならぬと考えております。従いまして、企業価

値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付提案又はこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

## II. 基本方針の実現に資する取組み

当社グループは、研究開発型企業として、医療及び産業機器分野において、安全と信頼を基盤とする「Only One」技術や「Number One」製品を世界に発信し続けることにより、全てのお客様の「夢」を実現すると共に、広く社会に貢献していくことを企業理念としております。また特に、当社グループの医療機器分野事業は、主に、傷口が小さく痛みの少ない「低侵襲治療」の製品を開発・製造・販売しており、患者様の肉体的・精神的・経済的負担を軽減し、そして医療費抑制にも貢献できる、大変意義のある事業であると考えており、今後も、社会に貢献できる企業であり続けることで、社会からも市場からも評価される企業として、更なる成長を遂げたいと考えております。

当社は、昭和51年の創業以来、産業機器分野において極細ステンレスワイヤーロープの開発・製造・販売に注力し、国内トップシェアを確立して参りました。平成3年には医療機器分野に進出し、平成4年には国内初の心筋梗塞の治療に使用される「循環器系治療用PTCAガイドワイヤー及びガイディングカテーテル」の製品化に成功、更にはこれまで外科手術の領域とされておりましたCTO領域（注1）についても治療が可能な循環器系治療用PTCAガイドワイヤーの開発に成功するなど、現在では、当社製品の循環器系治療用PTCAガイドワイヤーは、国内市場においてトップシェアを確立するに至っております。このように当社が成長を続けてきた主な要因は、当社がこれまで長年に亘って蓄積し培って参りました「技術力」にあると当社は考えております。

これら「技術力」の源泉である主な技術内容は、伸線技術、ワイヤーフォーミング技術、トルク技術、コーティング技術の4つのコアテクノロジーで構成されており、これらの技術をベースに原材料から製品までの一貫生産体制が可能となっていることが当社の強みと考えております。これらコアテクノロジーの中でも他社には無い技術として「トルク技術」があります。この技術は独自の高い技術と加工設備を駆使し、ステンレスに高度な回転追従性を持たせる技術であり、このトルク技術により高い優位性を持つPTCAガイドワイヤーの製品化が可能となっております。また素材から完成品まで自社内で対応できるという強みは、当社が産業機器分野を有していることから可能となっており、ドクターからの高い要望に対しても素材レベルから対応が可能となっております。

このような強みを元に、当社は平成23年7月から平成28年6月までの5年間における中期経営計画として『Next Stage 2016』を掲げ、「低侵襲治療製品を機軸とし、開発から製造・販売までトータルサポートできるグローバル企業へ」

をテーマとして、平成28年6月期までに連結売上高300億円を達成することを目指しております。

この中期経営計画の実現は、上記に記載いたしました当社の「技術力」の上に成り立つものであり、不適切な大規模買付提案またはこれに類似する行為が行われる場合、当社の技術を支えている優れた技術者や、技術の内容そのものが離散するリスクが生じ、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損する恐れがあると考えております。

これら中長期的視野に基づく経営こそが、当社への信頼を高め、ひいては当社の企業価値を安定的かつ持続的に向上させ、株主共同の利益の確保・向上に繋がるものと確信しており、また上記の取組みは、今般決定いたしました上記I.の会社の支配に関する基本方針の実現に資するものと考えております。

注1：CTO領域とは、

慢性完全閉塞といって長期間完全に閉塞した状態の病変のことをいいます。従来は、このような病変は外科手術（バイパス手術）の領域でしたが、当社がCTOにも使用可能なPTCAガイドワイヤーの開発に成功したことから、現在では、国内においてはPTCA治療（循環器系における低侵襲治療）が主流となっています。

### Ⅲ. 本プランの内容【会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み】

#### 1. 本プランの目的

本プランは、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして導入したものです。

当社は、当社株式に対する大規模な買付等が行われた場合でも、その目的等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えられるものではありません。また、支配権の移転を伴う買収提案に応ずるか否かの判断も、最終的には株主の皆様ご意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、このような株式の大規模な買付等の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対して明白な侵害をもたらすおそれのあるもの、株主の皆様ごに株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、取締役会や株主の皆様ごが株式の大規模な買付等の内容等について検討するための、あるいは取締役会が代替案を提示するために合理的に必要な十分な情報や時間を



提供することのないもの、買付条件等が買付等の対象とされた会社の企業価値ひいては株主共同の利益に鑑み不十分又は不適當であるもの、買付等の対象とされた会社の企業価値の維持・増大に必要なステークホルダーとの関係を破壊する意図のあるもの等、大規模な買付等の対象とされた会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

一方、平成25年6月30日現在において、当社役員及びその関係者により当社の発行済株式の約26.1%が保有されております。但し、当社は、公開会社であり、株主の自由な意思に基づく取引等により、当社株式は譲渡されますので、当社役員及びその関係者が各々の事情に基づき今後当社株式を譲渡その他処分し、それらの当社株式の保有割合が減少していく可能性も否定できません。また、それ以外の当社株式の多くは個人株主の皆様や信託銀行等の機関投資家、国内法人、外国法人等の皆様により保有されておりますので、大規模な買付等を行おうとする者が現れた場合に、これら株主の皆様が、大規模な買付行為の提案内容や当社取締役会の意見、代替案等を検討し、大規模な買付等に応じるか否かの最終的な判断を適切に決定するための情報や時間を確保することは重要であると考えております。

そこで、当社取締役会は、当社株式に対して大規模な買付行為等が行われた場合に、株主の皆様が適切な判断をするために、必要な情報や時間を確保し、買付者等との交渉等が一定の合理的なルールに従って行われることが、企業価値ひいては株主共同の利益に合致すると考え、以下の内容の大規模買付時における情報提供と検討時間の確保等に関する一定のルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を設定し、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって大規模な買付行為が為された場合の対応方針を含めた買収防衛策として、本株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、現プランの内容を一部変更し、本プランを継続することといたしました。本プランの概要につきましては、別紙2をご参照ください。

## 2. 本プランの対象となる当社株式の買付

本プランの対象となる当社株式の買付とは、特定株主グループ(注2)の議決権割合(注3)を20%以上とすることを目的とする当社株券等(注4)の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為(いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。)とします。

注2：特定株主グループとは、

(i) 当社の株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。)の保有者(同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。)及びその共同保有者(同法第27条の23第5項に規定

する共同保有者をいい、同法第27条の23第6項に基づく共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。)又は、

(ii) 当社の株券等(同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。)の買付等(同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。)を行う者及びその特別関係者(同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。)を意味します。

注3：議決権割合とは、

(i) 特定株主グループが、注2の(i)記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合(金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数(同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。))も加算するものとします。)又は、

(ii) 特定株主グループが、注2の(ii)記載の場合は、当該大規模買付者及び当該特別関係者の株券等保有割合(同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。)の合計をいいます。

各議決権割合の算出にあたっては、総議決権(同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。)及び発行済株式の総数(同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。)は、有価証券報告書、四半期報告書のうち直前に提出されたものを参照することができるものとします。

注4：株券等とは、

金融商品取引法第27条の2第1項又は同法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

### 3. 独立委員会の設置

大規模買付ルールが遵守されたか否か、あるいは大規模買付ルールが遵守された場合であっても当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められるため一定の対抗措置を講ずるか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行います。本プランを適正に運用し、当社取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の合理性及び公正性を担保するために、当社は、当社取締役会から独立した組織として独立委員会を設置いたします(独立委員会規程の概要につきましては、別紙3をご参照ください。)。独立委員会の委員は、3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外監査役及び社外有識者(注5)の中から当社取締役会が選任します。独立委員会委員として、社外監査役の佐藤昌巳氏及び大林敏治氏、社外有識者として伊藤清道氏の3名に就任していただく予定です。各委員の略歴につきましては、別紙4をご参照ください。

当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対し対抗措置の発動の是非などについて諮問し、独立委員会は当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から大規模買付行為について慎重に評価・検討の上で当社取締役会に対し対抗措置を発動することができる状態にあるか否かについての勧告を行うものとします。当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で対抗措置の発動について決定することとします。独立委員会の勧告内容については、その概要を適宜公表することといたします。

なお、独立委員会の判断が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、独立した外部専門家等の助言を得ることができるものとします。

注5：社外有識者とは、

経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする学識経験者、又はこれらに準ずる者をいいます。

#### 4. 大規模買付ルールの概要

##### (1) 大規模買付者による意向表明書の当社への事前提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、大規模買付行為又は大規模買付行為の提案に先立ち、まず、当社代表取締役宛に、大規模買付ルールに従う旨の誓約及び以下の内容等を日本語で記載した意向表明書をご提出いただきます。当社が大規模買付者から意向表明書を受領した場合には、速やかにその旨及びその内容について、適宜公表します。

- ①大規模買付者の名称、住所、代表者の氏名
- ②設立準拠法
- ③国内連絡先
- ④提案する大規模買付行為の概要等

##### (2) 大規模買付者からの必要情報の提供

当社は、上記(1)の意向表明書を受領した日の翌日から起算して10営業日以内に、大規模買付者に対し、株主の皆様の判断及び当社取締役会としての意見形成のために取締役会に対して提供いただくべき必要かつ十分な情報(以下「本必要情報」といいます。)のリストを交付します。大規模買付者には、当該リストの記載に従い、本必要情報を当社取締役会に書面で提出していただきます。本必要情報の一般的な項目は以下のとおりです。その具体的内容は大規模買付者の属性及び大規模買付行為の内容によって異なりますが、いずれの場合も株主の皆様の判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な範囲に限定するものとします。

- ①大規模買付者及びそのグループ(共同保有者、特別関係者及び組合員(ファン

ドの場合)その他の構成員を含みます。)の詳細(名称、事業内容、経歴又は沿革、資本構成、財務内容等を含みます。)

- ②大規模買付行為の目的、方法及び内容(大規模買付行為の対価の価額・種類、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組、大規模買付行為の方法の適法性、大規模買付行為の実現可能性等を含みます。)
- ③大規模買付行為における買付価格の算定根拠(算定の前提となる事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び大規模買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容を含みます。)
- ④大規模買付行為における買付資金の裏付け(資金の提供者(実質的提供者を含みます。))の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。)
- ⑤大規模買付行為の完了後に想定している役員候補(当社及び当社グループ事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。)、当社及び当社グループの経営方針、事業計画、財務計画、資本政策及び配当政策等
- ⑥大規模買付行為の完了後における当社の顧客、取引先、従業員その他の当社に係る利害関係者と当社及び当社グループとの関係に関しての変更の有無及びその内容

当社取締役会は、大規模買付ルールの迅速な運用を図る観点から、必要に応じて、大規模買付者に対し情報提供の期限を設定することがあります。但し、大規模買付者から合理的な理由に基づく延長要請があった場合は、その期限を延長することができるものとします。

当初提供していただいた情報を精査した結果、それだけでは不十分と認められる場合には、当社取締役会は、適宜合理的な期限を定めた上で、大規模買付者に対して本必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めることがあります。

当社取締役会は、大規模買付者から本必要情報の提供が完了したと判断した場合には、その旨の通知を大規模買付者に発送するとともにその旨を公表します。

また、当社取締役会が本必要情報の追加的な提供を要請したにもかかわらず、大規模買付者から当該情報の一部について提供が難しい旨の合理的な説明がある場合には、当社取締役会が求める本必要情報が全て揃わなくても、大規模買付者との情報提供に係る交渉等を終了し、後記(3)の当社取締役会による評価・検討等を開始する場合があります。

当社取締役会に提供された本必要情報は、独立委員会に提出するとともに、株主の皆様への判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部又は一部を公表します。

### (3) 当社取締役会による評価・検討等

当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し本必要情報の提供を完了した日の翌日から起算して対価を現金(円貨)のみとする公開買付による当社全株式を対象とする大規模買付行為

の場合は最長60日間又はその他の大規模買付行為の場合は最長90日間を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間(以下「取締役会評価期間」といいます。))として設定します。従って、大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとします。

取締役会評価期間中、当社取締役会は、必要に応じて独立した外部専門家等の助言を受けながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、独立委員会からの勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会として意見を慎重にとりまとめ公表します。

また、必要に応じ大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

## 5. 大規模買付行為が為された場合の対応方針

### (1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該大規模買付行為についての反対意見の表明や代替案を提示することにより、株主の皆様を説得することとどめ、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置は講じません。大規模買付者の買付提案に応ずるか否かは、株主の皆様において、当該買付提案及び当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

但し、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が、例えば以下の①から⑦に該当し、当社に回復し難い損害をもたらす等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと当社取締役会が判断する場合には、取締役の善管注意義務に基づき、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として必要かつ相当な範囲内で、例外的に新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律が認める対抗措置を講ずることがあります。

具体的にいかなる手段を講ずるかについては、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。当社取締役会が対抗措置として、例えば新株予約権の無償割当てをする場合の概要は別紙5に記載のとおりですが、実際に新株予約権の無償割当てをする場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とすることや、当社株式と引き換えに当社が新株予約権を取得する旨の取得条項をつけるなど、対抗措置としての効果を勘案した条件を設けることがあります。

①真に当社の経営に参画する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社株式を当社及び当社の関係者に引き取らせる目的で、当社株式の取得を行っている又は行おうとしている者(いわゆるグリーンメーラー)であると判断される場合

- ②当社の経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該大規模買付者やそのグループ会社等に移譲させる等、いわゆる焦土化経営を行う目的で、当社株式の取得を行っている又は行おうとしている者と判断される場合
- ③当社の経営を支配した後に、当社の資産を当該大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で、当社株式の取得を行っている又は行おうとしている者と判断される場合
- ④当社の経営を一時的に支配して、当社の不動産、有価証券等高額資産等を処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、あるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けをする目的で、当社株式の取得を行っている又は行おうとしている者と判断される場合
- ⑤大規模買付行為における当社株式の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付で当社の株式の全部の買付を勧誘することなく、二段階目の買収条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付等による株式の買付を行うことをいいます。）等の、株主の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主に当社株式の売却を強要する恐れがあると判断される場合
- ⑥大規模買付者の提案する株式の買付条件（買付対価の価額、種類、内容、時期、方法、違法性の有無、実現可能性を含むがこれらに限らない。）が当社の企業価値に照らして著しく不十分又は不適切であると合理的な根拠をもって判断される場合
- ⑦大規模買付者による支配権取得により、当社株主はもとより、顧客、取引先、従業員等のステークホルダーとの関係を破壊する等により、当社企業価値の著しい毀損が予想され、企業価値の維持及び向上を妨げる恐れがあると合理的な根拠をもって判断される場合

本プランにおいては、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。但し、上記のとおり例外的に対抗措置を発動することについて判断する場合には、その判断の客観性及び合理性を担保するために、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は、対抗措置発動の必要性、相当性を十分検討した上で、上記4.(3)の取締役会評価期間内に勧告を行うものとします。

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置発動又は不発動について判断を行うものとします。

## (2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、上記5.(1)で述べた対抗措置をとり、大規模買付

行為に対抗する場合があります。

対抗措置を発動することについて判断するにあたっては、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重して、対抗措置の必要性、相当性等を十分検討した上で発動の是非について判断するものとします。

なお、大規模買付ルールを遵守したか否かを判断するにあたっては、大規模買付者側の事情をも合理的な範囲で十分勘案し、少なくとも本必要情報の一部が提出されないことのみをもって大規模買付ルールを遵守しないと認定することとはしないものとします。

### (3) 対抗措置発動の停止等について

上記5. (1)又は(2)において、当社取締役会が具体的対抗措置を講ずることを決定した後に当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回又は変更を行った場合等、対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の勧告を十分に尊重した上で、当該対抗措置の発動の停止等を行うことがあります。例えば、対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合において、新株予約権の割当てを受けるべき株主が確定した後に、大規模買付者が大規模買付行為の撤回又は変更を行う等、独立委員会の勧告を受けた上で当該対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、当該新株予約権の無償割当ての効力発生日の前日までの間は、新株予約権の無償割当てを中止することとし、また、新株予約権の無償割当て後においては、行使期間開始日の前日までの間は、当社が当該新株予約権を無償取得(当社が新株予約権を無償で取得することにより、株主の皆様は新株予約権を失います。)することにより当該対抗措置の発動の停止を行うことができるものとします。

このような対抗措置の発動の停止等を行う場合は、法令及び当社が上場する金融商品取引所の上場規則等に従い、当該決定について適時・適切に開示します。

## 6. 本プランが株主・投資家に与える影響

### (1) 大規模買付ルールが株主及び投資家に与える影響

本プランにおける大規模買付ルールは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている取締役会の意見を提供し、株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としています。これにより株主の皆様は、十分な情報のもとで大規模買付行為に応ずるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の保護につながるものと考えます。従いまして、大規模買付ルールの設定は、株主及び投資家の皆様が適切な判断を行う上での前提となるものであり、株主及び投資家の皆様の利益に資するものと考えます。

なお、上記5.において述べたとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵

守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応が異なりますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

### (2) 対抗措置発動時に株主及び投資家に与える影響

当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、当社取締役会が上記5.に記載した具体的な対抗措置を講ずることを決定した場合には、法令及び当社が上場する金融商品取引所の上場規則等に従い、当該決定について適時・適切に開示します。対抗措置の発動時には、大規模買付者等以外の株主の皆様が、法的権利又は経済的側面において格別の損失を被るような事態は想定しておりません。例えば、対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合は、取締役会で別途定めて公告する基準日における最終の株主名簿に記録された株主（以下「割当株主」といいます。）の皆様は、対価の払い込みを行うことなく、その保有する株式数に応じて、新株予約権が割当てられます。その後、当社が取得条項を付した新株予約権の取得の手続きを取る場合は、大規模買付者等以外の割当株主の皆様は、当社による当該新株予約権の取得の対価として当社株式を受領するため格別の不利益は発生しません。

なお、独立委員会の勧告を受けて、当社取締役会の決定により当該新株予約権の割当ての中止又は発行した新株予約権の無償取得（当社が新株予約権を無償で取得することにより、割当株主の皆様は新株予約権を失います。）を行う場合には、新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後（権利落ち日以降）に当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買等を行った株主又は投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

大規模買付者については、大規模買付ルールを遵守しない場合や、大規模買付ルールを遵守した場合であっても当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、対抗措置が講じられることにより、結果的にその法的権利又は経済的側面において不利益が発生する可能性があります。本プランの開示は、大規模買付者が大規模買付ルールに違反することがないようにあらかじめ注意を喚起するものです。

### (3) 対抗措置発動に伴って株主の皆様に必要な手続き

対抗措置として、例えば新株予約権の無償割当てが行われる場合には、割当株主の皆様は引受けの申込みを要することなく新株予約権の割当てを受け、又当社が取得条項を付した新株予約権の取得の手続きをとる場合には、新株予約権の行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として当社株式を受領することになるため、当該新株予約権に関する申込みや払込み等の手続きは必要となりません。

これらの手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権の無償割当てを行うことになった際に、法令及び当社が上場する金融商品取引所の上場規則等に従い、当該決定について適時・適切に開示します。



## 7. 本プランの適用開始、有効期間、継続及び廃止

本プランは、本株主総会の決議をもって同日より発効することとし、有効期間は、本株主総会終結の時から平成28年9月開催予定の第40回定時株主総会終結の時までとします。

また、本プランは、本株主総会において継続が承認され発効した後であっても、

- ①当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、
- ②当社株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されます。

また、本プランの有効期間中であっても、当社取締役会は、企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から随時見直しを行い、当社株主総会の承認を得て本プランの変更を行うことがあります。

このように、当社取締役会において本プランについて継続、変更、廃止等の決定を行った場合には、その内容を速やかに開示します。

なお、本プランの有効期間中であっても、当社取締役会は、本プランに関する法令、金融商品取引所規則等の新設又は改廃が行われ、かかる新設又は改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切な場合等、株主の皆様の不利益を与えない場合には、必要に応じて独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、又は変更する場合があります。

## IV. 本プランの合理性（会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて）

### (1) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則(企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則)を充足しています。

また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も踏まえたものとなっております。

### (2) 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、上記Ⅲ. 1. 「本プランの目的」にて記載したとおり、当社株式に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応ずるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために

必要な情報や時間を確保し、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

(3) 株主意思を重視するものであること

本プランは、本株主総会における株主の皆様のご承認を条件としており、本株主総会において本プランに関する株主の皆様の意思を問う予定であり、株主の皆様のご意向が反映されるものとなっております。

また、本プラン継続後、有効期間の満了前であっても、当社株主総会において、本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、株主の合理的意思に依拠するものとなるようになっております。

(4) デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記Ⅲ. 7. 「本プランの適用開始、有効期間、継続及び廃止」にて記載したとおり、本プランは、当社株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会により廃止することができるものとされており、当社の株式を大量に買い付けようとする者が、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される当社取締役会により、廃止することが可能です。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策)ではありません。また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランの導入によりスローハンド型買収防衛策(取締役会の構成員交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策)としての効果が生じることもありません。

(5) 独立性の高い社外者の判断の重視

本プランにおける対抗措置の発動についての決定は、上記Ⅲ. 5. 「大規模買付行為が為された場合の対応方針」にて記載のとおり、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重した上でなされるものとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するよう、本プランの透明な運用を担保するための手続も確保されております。

以上

(別紙1)

当社株式の状況

(平成25年6月30日現在)

- (1) 発行可能株式総数 50,000,000 株  
(2) 発行済株式の総数 15,895,000 株 (自己株式304株含む)  
(3) 株主数 3,961 名  
(4) 大株主 (上位10位)

氏名又は名称	所有株式数 (株)	所有株式比率 (%)
アイシーエスピー (有)	1,500,000	9.43
日本トラスティ・サービス信託銀行(株) (信託口)	1,272,100	8.00
日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口)	822,100	5.17
M M K (株)	773,000	4.86
(株) ハイレックスコーポレーション	600,000	3.77
ノーザン トラスト カバネー エイブイエアシー ノーザン トラスト カンゾー アイリッシュ クライアング	490,590	3.08
J F K (株)	449,000	2.82
宮 田 昌 彦	440,800	2.77
宮 田 憲 次	428,800	2.69
(株) ホギメデイカル	425,800	2.67

(注) 所有株式比率は、自己株式 (304株) を控除して計算しております。

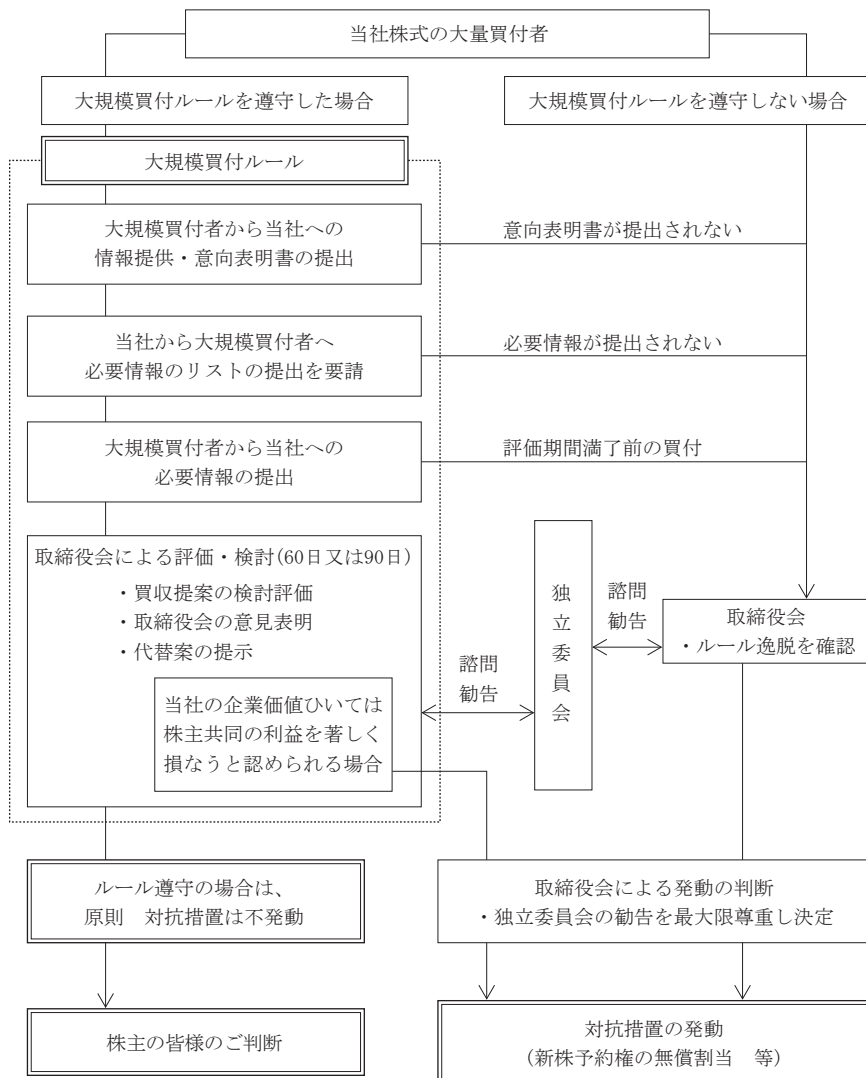
(5) 所有者別状況

区分	株式の状況 (1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況 (株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (名)	—	25	23	64	137	3	3,613	3,865	—
所有株式数 (単元)	—	43,613	799	46,135	38,478	5	29,889	158,919	3,100
所有株式数の割合 (%)	—	27.45	0.50	29.03	24.21	0.00	18.81	100.00	—

- (注) 1. 自己株式304株は、「個人その他」に3単元含まれております。  
2. 単元未満株式の株主数は、96名であります。

(別紙2)

## 買収防衛策の概要 大量買付行為が開始された場合のフローチャート



(注) 本図は、本プランのご理解に資することを目的として、代表的な手続きの流れを図式化したものであり、必ずしも全ての手続きを示したものではありません。詳細につきましては、本文をご覧ください。

(別紙3)

## 独立委員会規程の概要

### 1. 構成員

独立委員会の委員（以下「委員」という。）は3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、①当社社外取締役、②当社社外監査役及び③社外の有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通する者及び他社の取締役又は執行役として経験のある者）のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する。委員の任期は、平成28年9月開催予定の第40回定時株主総会の終結の時又は本プランが廃止される時のいずれか早く到来する時までとする。なお、社外取締役又は社外監査役である委員が社外取締役又は社外監査役でなくなった場合は、委員としての任期も同時に終了するものとする。

### 2. 決議要件

独立委員会の決議は、原則として、委員の全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。

但し、委員の全員が出席できない場合には、独立委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。

なお、独立委員会の決議が賛否同数により成立しない場合には、取締役会に対し、決議が成立しない旨の報告を行う。

### 3. 決議事項その他の権限と責任

独立委員会は、以下の各号に記載された事項について取締役会の諮問がある場合には、これを検討のうえ自らの意見を決定し、その決定内容をその理由を付して取締役会に勧告ないし助言する権限と責任を有する。独立委員会の各委員は、上記の責任を果たすうえで会社に対して善管注意義務を負い、当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点から自らの意見を決定することを要し、専ら自己又は取締役の個人的利益を図ることを目的としてはならない。独立委員会は、自らの意見の決定に際して適切な判断を確保するために必要かつ十分な情報収集に努めなければならないものとし、当社の費用で、独立した外部専門家等の助言を得ることができる。

- ①大規模買付行為の大規模買付ルールへの該当性
- ②大規模買付者が取締役会に提供すべき情報
- ③大規模買付者が提出した情報の本必要情報としての充足性
- ④当社による大規模買付行為に対する代替案の検討
- ⑤新株予約権の発行（無償割当てを含む。）又は不発行
- ⑥大規模買付ルールの維持・見直し・廃止
- ⑦対抗措置の発動の必要性及び対抗措置の内容
- ⑧その他大規模買付ルール、新株予約権、大規模買付行為に関連し、取締役会が判断すべき事項について、取締役会が独立委員会にその意見を諮問することを決定した事項

以上

(別紙4)

### 独立委員会委員の氏名および略歴

本プラン継続後の独立委員会の委員は、以下の3名を予定しております。

【氏名】佐藤 昌巳 (さとう まさみ)

【略歴】昭和38年8月1日生

平成元年4月 日本国弁護士資格取得 松尾綜合法律事務所入所

平成4年5月 ニューヨーク大学ロースクール比較法修士課程卒業(米国)

平成4年9月 米国ニューヨークMilbank, Tweed, MaCloy & Hadley  
法律事務所勤務

平成5年3月 米国サンフランシスコLillick&Charles法律事務所勤務

平成5年4月 米国ニューヨーク州弁護士資格取得

平成6年12月 前川法律事務所入所

平成10年4月 佐藤綜合法律事務所開業

平成11年9月 当社監査役(現任)

平成17年6月 美濃窯業株式会社監査役

平成20年7月 株式会社リーガル・サポート代表取締役

【氏名】大林 敏治 (おおばやし としはる)

【略歴】昭和16年11月11日生

昭和35年4月 税務講習所名古屋支所入所

昭和60年12月 税理士資格取得

平成5年7月 刈谷税務署副署長

平成6年7月 名古屋国税局課税第一部資料調査第三課長

平成8年7月 名古屋国税局課税第一部資産税課長

平成10年7月 富士税務署長

平成11年7月 熱田税務署長

平成12年9月 大林敏治税理士事務所開業

平成20年9月 当社監査役(現任)

【氏名】伊藤 清道 (いとう きよみち)

【略歴】昭和25年2月7日生

昭和49年4月 トヨタ自動車販売株式会社(現 トヨタ自動車株式会社)入社

昭和60年8月 トヨタ自動車株式会社 海外企画部 技術課係長 システム企画課長

平成6年1月 Toyota Motor Manufacturing Canada, Inc 出向 秘書役

平成11年1月 トヨタ自動車株式会社 マリン事業部 主査

平成12年7月 トヨタ自動車株式会社 米州営業部 主査

平成14年7月 Toyota Kirloskar Auto Parts Pvt. Ltd., 社長

平成20年3月 中京大学経営学部教授(現任)

以上

(別紙 5)

## 新株予約権無償割当の概要

### 1. 新株予約権無償割当の対象となる株主及び発行条件

取締役会で定める基準日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式(但し、当社の所有する当社普通株式を除く。) 1株につき 1 個の割合で新たに払込みをさせないで新株予約権を割当てる。

### 2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的となる株式の総数は、取締役会が基準日として定める日における発行可能株式総数から普通株式の発行済株式(当社の所有する当社普通株式を除く。)の総数を減じた株式数を上限とする。新株予約権 1 個当たりの目的となる株式の数は取締役会が別途定める数とする。但し、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、所要の調整を行う。

### 3. 発行する新株予約権の総数

新株予約権の発行総数は、取締役会が別途定める数とする。取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当を行うことがある。

### 4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額(払込みをなすべき額)

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額(払込みをなすべき額)は 1 円以上で当社取締役会が定める額とする。

### 5. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

### 6. 新株予約権の行使条件

議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者(但し、あらかじめ当社取締役会が同意した者を除く。)でないこと等を行使の条件として定める。詳細については、取締役会において別途定める。

### 7. 新株予約権の行使期間等

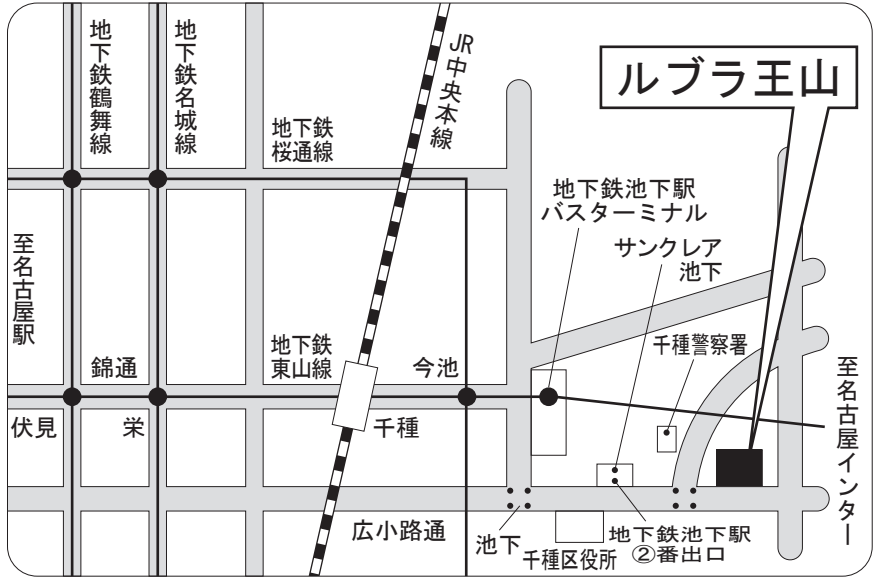
新株予約権の割当てがその効力を生ずる日、行使期間、取得条項その他必要な事項については、取締役会が別途定める。なお、取得条項については、上記 6. の行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権 1 個につき取締役会が別途定める株数の当社普通株式を交付することができる旨の条項を定めることがある。

以 上

## 株主総会会場のご案内

会場 名古屋市千種区覚王山通8丁目18番地  
ホテル ルブラ王山 2階「飛翔の間」  
電話 (052) 762-3151 (代表)

(ご案内図)



名古屋駅より地下鉄東山線で12分、池下駅下車②番出口  
(サンクレア池下地下1階)より徒歩3分